

福岡市博物館リニューアル事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する意見と回答（修正版）

番号	書類名	頁	項						意見内容	回答
1	実施方針	4	I	1	(4)				事業の業務範囲が表で示されていますが、別資料で一部、本業務に含まれる旨が記載されているように思われます。本業務の範囲と項目についてこちらのページに具体的に追記いただけないでしょうか。	本表は、業務範囲を簡易的に示したものであり、具体的な業務の内容については、要求水準書（案）をご参照ください。
2	実施方針	6	I	1	(4)	⑥	ア		「本館等の整備（設計・施工・工事監理）に要する費用を市が分割して支払う」とありますが、全額分割払いになると、金利だけで複数の業務規模を超える計算となり、ひいては市民が享受できるサービスの低下につながります。整備費は一括金での支払いをご検討いただけないでしょうか。少なくとも分割払いは必要最小限に留めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	実施方針	6	I	⑥	ア				サービス対価Aの支払いについて、「割賦方式により事業者を支払う」とありますが、長期間の割賦払いになると事業者の借入れ金利負担が大きくなるため、整備業務完了時の一時支払金を含めた短期間での支払いをご検討いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
4	実施方針	6	I	⑥	ア				本館等の整備に関する業務の対価（サービス対価A）の支払いについて、「業務完了以降、割賦方式により事業者を支払う」とありますが、業務完了以降からの割賦払いになると事業者の借入れ金利負担が大きくなるため、整備業務中の一時支払金を含めた短期間での支払いをご検討いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
5	実施方針	6	I	1	(4)	ア			水光熱費について、四半期毎の支払いとなっていますが、スライド条項に基づく改定も四半期毎になりますでしょうか。入札時の指標を基準に改定を行っていくと思いますが、最終年度はその前年度の指標を用いて改定を行うことが想定されるため、最終年度指標に基づいた改定を行っていただきたいです。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
6	実施方針	6	I	1	(4)	ア	(ア)		本館等の整備（設計・施工・工事監理）に要する費用を市が分割して支払うとありますが、一括金での支払いを要望します。	原案のとおりとします。
7	実施方針	6	I	1	(4)	ア	(ア)		本館等の整備（設計・施工・工事監理）に要する費用を市が分割して支払うとございますが、金利が上昇傾向である中で、全額を分割払いになると事業費に占める金利の割合が大きくなり、事業費を圧迫し、質の高い提案をすることが困難になってしまうため、一括金での支払いを検討いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。

番号	書類名	頁	項						意見内容	回答
8	実施方針	6	I	1	(4)	ア	(ア)		本館等の整備（設計・施工・工事監理）に要する費用の消費税及び地方消費税の支払方法に関して、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、施設の引渡年度に（元本の初回の支払時期に合わせて）一括して支払う方法をご検討いただきますようお願いいたします。 消費税及び地方消費税に関して、施設の引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から長期で借入れする必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないため、本館等の整備に関する業務の対価（サービス対価A）では毎回の借入元本と借入利息を返済できないという問題が発生します。	原案のとおりとします。
9	実施方針	7	I	1	(4)	⑥	ア	(イ)	（イ）開館準備・開業準備に関する業務の対価（サービス対価B）に関して、業務完了後一括して事業者を支払うとあるが、（エ）運営に関する業務の対価（サービス対価D）と同様に、業務開始後、四半期ごとに事業者を支払うようにしていただきたい。単年度で無いことや、運営業務特性（月額支払が主流、セルフモニタリングのタームに合わせるなど）を踏まえて望ましいと考えます。	原案のとおりとします。 業務開始後、一部業務について、年度ごとに支払いを行うようにします。入札公告時に公表する入札説明書及び事業契約書（案）において反映します。
10	実施方針	7	I	1	(4)	ア	(イ)		開館準備・開業準備に関する業務の対価（サービス対価B）について、開業準備期間が複数年に渡るものがありますが、金融機関からの資金調達に難しい費用となっておりますので、業務完了一括払いではなく、四半期ごとの支払いを検討いただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。 9番の回答をご参照ください。
11	実施方針	8	I	1	(5)				実施方針公表から入札公告までの期間に、個別対話を設けないのは、なぜでしょうか。入札公告時の公表資料や予算について変更はあり得ないということでしょうか。	実施方針の公表後、入札公告までには個別対話の機会はありませんが、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を受け付けており、そこでの質問・意見を踏まえ、入札公告時の公表資料について検討を行います。
12	実施方針	12	III	3					実施方針公表以降、令和7年4月上旬の入札説明書等の公表までに個別対話が設定されておきませんが、建設物価の急激な高騰を予算に反映されているのでしょうか？反映されていないようでしたら、個別対話を一度は行っておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。	事業費の積算に当たっては、物価の変動も十分に考慮して実施しております。サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。

番号	書類名	頁	項					意見内容	回答
13	実施方針	13	Ⅲ	3				第2回入札説明書等に関する質問の受付および公表につき、それぞれ7月下旬、8月下旬となっておりますが、回答の内容によっては提案内容に重大な影響があり、修正や検討が間に合わない可能性があります。それぞれ半月以上前倒しすることをご検討いただきたい。	ご意見として承ります。 具体的な募集のスケジュールは、入札公告時に提示する入札説明書においてお示しします。
14	実施方針	14	Ⅲ	4	(4)			昨今の物価高騰により各業務に係る費用は上昇しており、また、金利についても短期及び長期金利ともに上昇しておりますので、これらを加味した予定価格の設定をお願い致します。	ご意見として承ります。
15	実施方針	22	Ⅲ	6	(1)			基本協定の締結とありますが、入札参加者にとって過度なリスク負担とならず、多くの企業が参画しやすいように、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合は、本事業に限定し、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとなる条件設定のご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
16	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動によるコストの変動において採用する指数について、維持管理業務（修繕業務を除く）及び運営業務における費用はその大半が賃金のため、厚生労働省が公表している「最低賃金」もしくは「毎月勤労統計調査」の指数を採用して頂けないか。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
17	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動によるコストの変動において採用する指数について、維持管理業務の修繕業務については、「建設物価指数」を採用して頂けないか。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
18	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動が発生した際は貴市との協議の機会を設けていただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
19	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			近年の物価高騰状況を踏まえ、物価変動によるスライドの起算日は予定価格設定時点としていただきたいです。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
20	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクにおける【注釈】※2について、建設物価調査会等の指標は一般管理費や経費を含んでおらず、実際の建設費と乖離があります。そのため、建設コンサルタントなどによる工事費動向を踏まえた指標等、実際の建設費に則した指標を採用いただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。

番号	書類名	頁	項					意見内容	回答
21	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			昨今の社会情勢による物価高騰が顕著となっており、物価変動に伴うスライド条項の設定において起算日については、予定価格設定時点もしくは令和7年4月公告日として頂きますよう、お願い致します。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
22	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクについて、運営、設備、清掃、警備、修繕、など業務別とし、各々の情勢がしっかりと反映されるような指標の採用と計算方法を御検討下さい。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
23	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			令和6年に内閣府で改定「契約ガイドライン」にて、「あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示の上で、事業者との協議により決定すること」とありますとおり、貴市との事業者の協議の機会をいただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
24	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			「建築費指数/標準指数/事務所/工事原価（財団法人建設物価調査会）」採用の事例が多く見受けられます。当該指標は実勢の建設費上昇と乖離がありますので、建設コンサルタントなどによる工事費動向を踏まえた指標などの採用をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
25	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクにおける注釈※2について、昨今の物価上昇を踏まえ令和6年に内閣府で改定された「契約ガイドライン」において、「あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示の上で、事業者との協議により決定すること」とあります。貴市との協議の機会を設けていただきたく、ご検討をお願いします。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
26	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクにおける注釈※2について、一般的には「建築費指数/標準指数/事務所/工事原価（財団法人建設物価調査会）」を指標として採用する事例が多いですが、当該指標は一般管理費や経費を含んでおらず、また、市況バランスの影響が反映されていないことなどから実勢の建設費上昇と乖離がある状況です。そのため、当該指標以外の指標（たとえば、建設コンサルタントなどによる工事費動向を踏まえた指標）などについても採用をご検討いただきますよう、お願い致します。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。

番号	書類名	頁	項					意見内容	回答
27	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクにおける注釈※2について、物価変動の基準日については、できる限り、予定価格算出時点として頂きますようお願い致します。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
28	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			事業契約書にて後日、提示と記載がございましたが、 建築工事費価格の高騰が著しく、募集要項公表から工事着工の間にも上がり続けるため、サービス対価改定のタイミングを下記のように複数回としていただきたいです。 サービス対価改定の基準時点 基本計画～募集要項公表日までの物価上昇を事業費に見込んだうえで、募集要項公表日とする。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
29	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			昨今の物価上昇、人件費の高騰は著しいものがあり想定が極めて困難な状況にあります。つきましては、入札後、設計終了時に、再度、積算協議の上、着工直前の実勢積算価格を契約金額として頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
30	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクにおける注釈※2について、物価上昇を踏まえ令和6年に内閣府で改定された「契約ガイドライン」において、「あらかじめ入札説明書等に物価指数の案を明示の上で、事業者との協議により決定すること」とありますので本件においても協議の機会を設けていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
31	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクにおける注釈※2について、一般的には建築費指数・標準指数・事務所・工事原価等を指標として採用することが多いかと思いますが、当該指標は一般管理費や経費を含まれておらず、市況バランスの影響が反映されていないことなどから実勢の建設費上昇と乖離があるのが現状です。そのため、当該指標以外の指標(工事費動向を踏まえた指標等)などについても採用をお願いいたします。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
32	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			物価変動リスクにおける注釈※2について、物価変動の基準日については、できる限り、予定価格算出時点を基準として算出頂きますようお願いいたします。	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。

番号	書類名	頁	項					意見内容	回答
33	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			昨今の社会情勢による物価高騰が顕著なため、貴市の予算取り時点と入札公告時点とでは物価は著しく変動しているため、物価変動に伴うスライド条項の改定起算日を可能な限り予算取り時点(入札公告時点より前)に近づけていただきますようお願いいたします。(尚、2024年7月3日付で公表された内閣府からの通達文にも記載がございます。)	ご意見として承ります。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書(案)においてお示しします。
34	実施方針	32	別紙 1	1	(12)			別紙1リスク分担表(案)の(12)不可抗力リスクで施設等の損害、維持管理業務、運営業務に施設整備業務も追加頂きたいです。	実施方針を修正します。 ご意見として承ります。 不可抗力への対応の詳細は、入札公告時に提示する事業契約書(案)においてお示しします。
35	実施方針	32	別紙 1	1	(12)			(※3注記に)一定の金額までを事業者負担とありますが、不可抗力によるものは想定ができないため、SPC経営の安定のためにも全額を市の負担としていただきたい。	原案のとおり、一定の金額までは事業者が負担するものとします。 詳細な負担方法については、入札公告時に提示する事業契約書(案)においてお示しします。
36	実施方針	32	別紙 1	1	(13)			環境リスクにおいて、「事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、臭気、有害物質の排出など)に関する対応」が事業者負担となっておりますが、福岡市の建設工事契約書第28条2項において、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」と記載されております。また内閣府作成の「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)」においても同様の記載があるため、事業契約書(案)においても同様の記載をお願い致します。	原案のとおりとします。 詳細は入札公告時に提示する事業契約書(案)においてお示しします。
37	実施方針	33	別紙 1	2	※4			2005年(平成17年)に発生した福岡西方沖地震において博物館の被害状況と液状化とその対応について資料があれば提供をお願い致します。	提示できる資料はありません。
38	実施方針	34	別紙 1					博物館、収蔵庫、レストラン施設において帰責者が特定できない、損害の修繕に係る費用は市の負担として頂きたい。	損害の発生対象や時期により異なると考えられます。 損害に対する負担の考え方は、入札公告時に提示する事業契約書(案)においてお示しします。

番号	書類名	頁	項						意見内容	回答
39	実施方針	34	別紙 1	4	(5)				(5) 施設・設備損傷リスクに関して、「通常想定される使い方の中で、利用者が施設・設備を損傷した場合の修繕に係る費用の負担」は事業者とありますが、市の負担としていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
40	実施方針	-							入札公告時、総事業費及び内訳を予定価格として公表することを検討下さい。内訳は、市が想定する業務毎（設計、施工、監理、開館準備、維持管理、運営など）の金額公表を希望します。	入札公告時に提示する入札説明書では、サービス対価の総額の上限額のみお示しします。
41	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				水光熱費については、今後変動することが想定されるため、価格が変動した場合は補填をご検討いただければと思います	サービス対価への物価変動の反映については、今後、公表する事業契約書（案）において示します。
42	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				「維持管理・運営業務に要する光熱水費及び通信費（中略）については事業者が負担し、市は、独立採算業務に係るものを除いて、事業者の提案に基づいた光熱水費をサービス対価として支払う。」とありますが、光熱費は想定がしづらいため、価格変動があった場合にはSPC安定性の大きな支障となるため今回の事業外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
43	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				光熱水費の負担は、政治・社会環境により大きく変動し、費用変動リスクに対する事業者によるリスクコントロールは不可能です。物価変動や定期的な見直しを行う規定を取り入れていただけたらと考えてよろしいでしょうか。料金改定に伴う費用増については補填をいただきたい。	41番の回答をご参照ください。
44	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				光熱費を事業費内にする場合においては、基準となる金額を市にて定め、その金額で収支計画を立て、そこからの増分については市の負担をいただきたい。	42番の回答をご参照ください。
45	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				光熱費を事業費内にする場合においては、収蔵庫棟等 今回整備範囲外となる箇所の見込み増分については市の負担をいただきたい。	42番の回答をご参照ください。
46	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				光熱水費としてサービス対価C-4が設定されておりますが、光熱水費は急激に物価上昇しており、さらに長期的な費用の想定が困難であることから、サービス対価に含めず年度ごとあるいは四半期ごとに実費精算と規定し、貴市にてご負担いただくことはできませんでしょうか。	42番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項					意見内容	回答
47	要求水準書（案）	23		3	(2)	①		要求水準書（案）P23～24（2）①これまでの常設展示に関して、初期整備のゾーニングは記載ありますが、平成23年～25年の常設展示室の改修に関して、ゾーニング図、常設展示竣工図、展示構成表の開示をお願いします。	福岡市博物館年報第21号、22号をご参照ください。
48	要求水準書（案）	32	III	5				駐車場をカメラ式駐車場とした場合、未清算金が発生した場合のリスクは貴市に帰属するという形でお願いしたいです。	P82に示すとおり、駐車場運営業務は、「適切に料金を収受できるようなものとする」とが大前提です。事業者の提案する仕様により整備された駐車場で、その仕様の影響による未清算金（他の仕様であれば防げたであろう未清算金）が発生した場合に、それを市帰責事由として取り扱う考えはありません。
49	要求水準書（案）	36	IV	2	(3)	ア		アスベスト除去費用は入札価格と別途予算取りしていただけますでしょうか。	今後、入札説明書において示す予定価格は、市が支払うサービス対価の上限であり、これ以外に一部の業務について別途、市が事業者に対価を支払うことはありません。
50	要求水準書（案）	36	IV	2	(3)			「必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延」について、事業者の責に帰すことのできない事由により遅延等が発生した場合協議いただきますようお願いいたします。	施工が遅延した場合のリスク分担の詳細については、今後、事業契約書（案）で示します。
51	要求水準書（案）	40	V	3	(1)			事務所・収蔵資料などの移転業務について、ボリューム感がわからないこと、また運送会社等から正確な見積もりを得るには、現物・梱包状況・搬出入経路資料に応じた適正な燻蒸方法など現地確認を丁寧に行いはじめて適正な試算ができること、また物品移転において運搬企業への再委託となり十分な民間ノウハウを発揮できないことから、業務範囲外としていただきたい。あるいは市の想定額を開示いただきたい。	業務範囲は、原案のとおりとします。また、今後、入札説明書において示す予定価格は、市が支払うサービス対価の上限であり、内訳や一部の業務の相当額を示すことはありません。
52	要求水準書（案）	40	V	3	(3)			オープニングイベント実施業務において、リニューアルのイメージを強く発信し、地元の期待に応えられる規模感のイベントがふさわしいと考えます。市のイメージを実現するには、適切な事業費試算が重要です。仕様や規模感が分かる事例や内容などを具体的にお示しいただけるようお願いします。	提案に委ねます。
53	要求水準書（案）	41	V	3	(2)			収蔵資料の移転について、対応が難しい部分も想定されるため、本事業外をご検討いただけないでしょうか。	51番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						意見内容	回答
54	要求水準書（案）	41	V	3	(2)				収蔵資料の移転費を含める場合、移転費の提示をお願いしますでしょうか。移転費を提示いただけた場合、移転費が上昇した際には、上昇分の追加をお願いしますでしょうか	51番の回答をご参照ください。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
55	要求水準書（案）	42	V	3	(2)				収蔵資料の移動に関しては、市の通常の実施会社にて市の管理で行った方が良いと思われ、一般企業に管理のノウハウがある場合は稀であるため、本事業から除外いただけないでしょうか。	51番の回答をご参照ください。
56	要求水準書（案）	42	V	3	(2)				収蔵資料の移動が事業内になる場合においては、本現時点で積算の委託費について明示いただきたい。またその金額が上昇した場合は交渉の余地が無いことが想定されるため、上昇分の金額を追加いただきたい。	51番の回答をご参照ください。 サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
57	要求水準書（案）	42	V	3	(2)				収蔵資料の移動が事業内になる場合においては、委託費とは別に、管理費用をサービス対価に計上いただきたい。	51番の回答をご参照ください。
58	要求水準書（案）	51	VI	3	(2)	②			休館までの維持管理費用を積算するため、過去3年分の各委託業務名・委託先・委託金額のリストを開示ください。または閲覧許可をお願いします。	資格審査通過者から希望があった場合に情報提供します。
59	要求水準書（案）	51	VI	3	(2)	②			修繕実施履歴（件名、実施内容、実施年月、支出命令額等のリスト）及び、本館休館までに計画予定の修繕事項があれば開示ください。	修繕履歴については、今後可能な範囲で情報提供します。 休館までの修繕の予定はありません。
60	要求水準書（案）	51	VI	3	(2)	②			直近1年分の各業務の報告書（保守点検・清掃・維持管理の月報等）について、開示または閲覧許可をお願いします。	資格審査通過者から希望があった場合に情報提供します。
61	要求水準書（案）	54	VI	7	(1)	③	ア		有人警備について「下表に示す人員数以上の配置」とあるが、今後のDX（AI防犯カメラ・警備ロボット・遠隔施錠装置等）に伴う合理的な警備体制への改変余地を残すため、「下表の人員数以上の配置を基準とするが、市に承諾を得た場合は変更可能」等として頂きたい。	ご意見を踏まえ、検討します。 変更する場合は、4月に公表予定の要求水準書において、反映します。
62	要求水準書（案）	54	VI	1	(1)	②			博物館の過去の事故・火災・盗難・被災履歴（冠水・浸水・地震等による収蔵品や備品の転倒、施設の損傷）を開示ください。	確認できる限りにおいて、福岡市博物館における事故・火災・盗難・被災の事案はありません。
63	要求水準書（案）	65	VII	4	(1)	①			一部の施設予約においてコミネット利用を検討している、とあるが、その他の貸出対象施設が屋内外に存在する事から、利用状況を一元管理できない点、用途等が適切なもので無かった場合の取止め・返金・再受付運用が複雑となる点を懸念する。	ご意見として承ります。

番号	書類名	頁	項					意見内容	回答
64	要求水準書（案）	71	VII	4	(6)			提案前の可能な限り早いタイミングで、校外学習の見学をさせていただきたい。	校外学習の見学の機会を設けることは考えていません。 なお、福岡市博物館研究紀要第31号～第33号において、教育普及活動について記載していますので、ご参照ください。
65	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)	①		ミュージアムショップ運営業務における光熱水費や廃棄物処分費も含む全ての経費を事業者が負担し、年度売上の一定割合（最低3%）を市に納付は事業者側のリスクが大きいに感じます。 経費を引いた売上の一定割合としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
66	要求水準書（案）	78	VII	6				レストラン施設内の飲食施設とショップでの売上額合計の一定割合（最低5%、本館休館期間中は2%）を市に納付は事業者側のリスクが大きいに感じます。 経費等を引いた売上の一定割合としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
67	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)			独立採算で売上の最低3%の賃料負担は事業者側のリスクが大きと考えます。一定のサービス機能も担うミュージアムショップの特性も考慮のうえ売上から減免は考えられませんか。売上から経費を引いた一定割合としていただくことはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
68	要求水準書（案）	79	VII	4	(12)			ユニークベニュー(インバウンド)の活用促進においては、福岡市総務企画局国際部が行っている研修プログラムとの連携や、締結している姉妹都市との連携など、貴市の協力をいただきたい。	市は、可能な範囲で協力します。
69	要求水準書（案）	80	VII	6				各年度のレストラン施設内の飲食施設とショップでの売上額合計の5%以上（本館休館中は2%）を市に納付することは立地なども考えると事業者側のリスクが大きく、継続して安定したサービスを提供するという観点から減免は考えられないでしょうか。売上から経費を引いた一定割合としていただくことはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
70	要求水準書（案）	88	VII	8	(5)			集客業務において、「・本業務は、「VII 8（3）① ホームページ制作・運営業務」に記載する広告料等で賄うなど、自らの負担で実施するものとし、市は別途費用を負担しない。」とありますが、社会教育施設における広告収入やイベント参加費収入について、それを充てにした集客事業というのは容易ではありません。博物館の本来目的から、新しい利用者層の拡大や認知度の拡大を図るためには、必須事業と任意事業に分けるなど、一定サービス対価で最低限の規模・回数が実施できる事業費確保が望ましいと考えます。	原案のとおりとします。
71	要求水準書（案） 添付資料6-1							工事中の駐車場スペースとして敷地東側を工事関係者の駐車スペースとして使用を希望します。	工事関係者の駐車スペースとしての使用は可能です。

福岡市博物館リニューアル事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問と回答（修正版）

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
1	実施方針	2	I	1	(4)	①		レストラン施設の定期建物賃貸借契約を事業者（SPC）ではなく、レストラン施設運営を担当する企業が直接貴市と契約することは可能でしょうか。	レストラン施設の定期建物賃貸借契約の契約主体は、SPCとしてください。
2	実施方針	2	I	1	(4)	②	ア	実施方針P2の本館の建物概要の構造が鉄骨鉄筋コンクリートになっていますが、要求水準書P3の現施設の概要の構造は鉄筋コンクリート造になっております。どちらが正となりますのでしょうか。	要求水準書（案）を正としてください。 構造は、正確には「鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造」ですので、入札公告時に公表する入札説明書及び要求水準書において反映します。
3	実施方針	3	I	1	(4)	③		「RO（Rehabilitate・Operate）方式により実施する」とありますが、立体駐車場棟に関しては、竣工引渡時に貴市への所有権移転を行い、その後維持管理・運営業務を行う、PFI-BTO方式との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	3	I	1	(4)	②	イ	本館の付帯施設が外構部分に配置されると記載がありますが、本館の付帯施設は本館に含まれるのでしょうか。それとも本館とは別に本館の付帯施設として区別されるのでしょうか。その場合、外構に含まれると考えるのでしょうか。	本館の付属施設は、本館とは別の施設として区別されます。 外構に含まれるとご理解ください。
5	実施方針	3	I	1	(4)	②		確認申請または計画通知上の敷地は、南側広場も含めた、赤線で示す対象敷地全てと考えてよろしいでしょうか。 上記でよろしい場合、南側広場は整備対象外のため、確認申請または計画通知上も業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	確認申請及び計画通知上の敷地は赤線で示した敷地全体となります。南側広場の計画通知は本館リニューアル工事より先行して行うため、業務対象外となります。
6	実施方針	4	I	1	(4)	⑤	ア	a)本館等の開館準備業務のうち、「収蔵資料移転に伴う支援業務」とは、要求水準書p41 V3(2)に記載の「収蔵資料等移転業務」を指しているものと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	4	I	1	(4)	⑤		※2について、本事業において実施する内容と本事業外で実施する内容の詳細な区分をご教示ください。	要求水準書（案）P61の「Ⅶ 運営業務」をご参照ください。
8	実施方針	4	I	1	(4)	⑤		※3について、本事業と別で実施する施設整備はどこまで実施されるのか（インフラ引込みはどこまでか等）を具体的にご教示ください。	添付資料6-1をご参照ください。
9	実施方針	4	I	1	(4)	⑤		本事業において事業所税（事業者負担）の対象となる施設・エリアがあればご教示ください。	事業所税の対象については、事業者において担当部署（法人税務課 事業所税係）に確認してください。
10	実施方針	6	I	1	(4)	⑥	ア	募集要項において市からのサービス対価の上限価格は文書で示されますか。	入札公告時に公表する入札説明書において、サービス対価の上限額をお示しします。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
11	実施方針	6	I	1	(4)	⑥	ア		市が支払うサービス対価に関して、募集要項において本館などの整備業務、開館準備業務、維持管理業務運営に関する業務の対価の上限又は割合は示されますか。	入札公告時に提示する入札説明書において、サービス対価の上限額をお示しします。 業務ごとのサービス対価の上限や、全体に占める業務ごとのサービス対価の割合は示しません。
12	実施方針	6	I	1	(4)	⑥	ア		サービス対価A-1-1（割賦払い）の消費税については、引渡し後一括で頂けるという理解でよろしいでしょうか。入札価格にて余分な金利負担を見込まない為の確認です。	サービス対価A-1-1は消費税も含めて全て割賦方式により支払います。
13	実施方針	6	I	1	(4)	⑥	ア	(ア)～(エ)	サービス対価A～Dの予定金額をご提示いただけないでしょうか。	11番の回答をご参照ください。
14	実施方針	6	I	1	(4)	⑥	ア		サービス対価Aの対象となる費用は本館等の設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用とございますが、本館等の整備中に発生するSPC設立費用やSPC運営費用もサービス対価Aに含まれているのでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPC設立費用はサービス対価Aの対象とし、本事業期間を通してSPC運営費用はサービス対価Dの対象とします。
15	実施方針	7	I	1	(3)	⑥			⑥事業者の収入について、常設展示図録等の販売に関して市から販売委託手数料も費目としてある認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	7	I	1	(4)	⑥			⑥事業者の収入について、常設展示図録等の販売に関して市から販売委託手数料も費目としてある場合、手数料の考えと現施設での販売実績をお示してください。	現在、販売委託手数料については、市が決定する販売価格の概ね10%としています。 令和5年度はミュージアムショップで500部超を販売しました。
17	実施方針	7	I	1	(4)	⑦			市の収入に「駐車料金」とありますが、要求水準書（案）によると、駐車場利用者からの料金徴収・入退場管理方法は事業者の提案となっております。運営段階の料金徴収は事業者が行い、その全額を定期的に貴市にお支払いするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	7	I	1	(4)	⑦			市の収入に「駐車料金」とありますが、駐車場料金制度は貴市が策定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	7	I	1	(4)	⑥	イ		利用者から得る収入について、これらは最終的に運営企業が収受する想定をしております。収支の透明性を明確にするために、利用者から得る収入については事業者（SPC）を通さずに運営企業が直接収受し、この収入に係る単体の計算書類等で報告するという形式でもよろしいでしょうか。	お示しの方法でかまいませんが、結果の確認・とりまとめと市への報告は、SPCが責任をもって適切に対応してください。
20	実施方針	7	I	1	(4)	⑤			基本計画では公共負担額のうち施設改修費約78.5億円となっていますが、そのうち本件RO事業の対象となる（もしくは対象外となるレストラン施設等の）整備にかかる金額の内訳を教えてくださいませんか。	11番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
21	実施方針	7	I	1	(4)	⑥	イ		プロフィットシェア、またロスシェアの条項の追加をご検討いただけないでしょうか。	本事業では導入しないこととしました。
22	実施方針	8	I	1	(5)				本館等の「改修後の引渡し」が令和10年9月30日となっておりますが、立体駐車場棟の竣工引渡し日は、事業契約締結日～令和10年9月30日の中で、事業者が任意に設定可能と考えてよろしいでしょうか。	立体駐車場棟の施工は、休館日以降に実施してください。 立体駐車場棟の引渡し日については、令和10年9月30日以前で事業者が市と協議の上設定できるものとします。
22	実施方針	8	I	1	(5)				本館等の改修による枯らし期間（養生期間）は、本館等の設計・施工期間内に含んで考えるのでしょうか？それとも、本館等の引渡しまでではなく、供用開始日の前日までと考えておけばよいのでしょうか。	本館等の改修による枯らし期間は、本館等の竣工引渡し日までとしてください。
24	実施方針	8	I	1	(5)				本館等の事業期間のうち、休館期間・開業準備期間の明確な期間の区切りが記載されておきませんが、休館期間は、改修後の引渡しまでであり、開業準備期間は本館等の設計・施行期間終了直後から開始と考えておけばよいのでしょうか。	本館等の休館期間・開業準備期間ともに、休館日から供用開始日までです。 改修後の維持管理期間のみ、引渡し日からとなります。
25	実施方針	8	I	1	(5)				工事中は基本的に全面空調停止の認識でよろしいでしょうか。収蔵物や、展示物の影響で局所的に空調が必要になる等、条件があればご教示ください。また、稼働する場合の電気代の負担は貴市という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P36の「IV 2（3）①イ」に記載のとおり、施工期間中、現時点では書庫1-1とセミナー室（1）を什器の保管場所として想定しており、このうち、書庫1-1については空調の稼働が必要となります。なお、空調稼働に当たっての電気料金は事業者が負担してください。
26	実施方針	8	I	1	(5)				本館の令和8年4月1日～休館日までの7箇月維持管理業務の仕様を公表していただけますでしょうか。必要以上の仕様を見込んでしまうと入札費用が高くなってしまいますためです。	要求水準書（案）P51の「VI 3（2）休館までの維持管理業務（令和8年4月～令和8年10月頃）」をご参照ください。
27	実施方針	10	II	1					災害時等における広域避難場所としての機能は有しておらず、また避難場所としての使用も想定していないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	10	II	1					建ぺい率について、要求水準書（案）P.2（2）敷地条件では緩和10%を加えた基準建ぺい率70%となっております。70%が正という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を正としてください。
29	実施方針	11	III	1	(2)				入札説明書等の公表時に予定価格をお示しいただけるという認識でよろしいでしょうか。	10番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
30	実施方針	13	Ⅲ	3				令和7年10月上旬に入札書及び提案書の受付、同年11月頃に落札者の決定及び公表となっておりますが、その間にヒアリングやプレゼンテーションを行うお考えはございますでしょうか。	事業者検討委員会による評価の方法については、入札公告時に提示する落札者決定基準においてお示しします。 事業者検討委員会による評価の方法については、入札公告時に提示する入札説明書等においてお示しします。
31	実施方針	13	Ⅲ	3				プレゼンテーション・ヒアリングは実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	30番の回答をご参照ください。
32	実施方針	14	Ⅲ	4	(3)			質問及び意見に対する回答は市の回答と共に公表とのことですが、質問の事業者名は非公表と考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
33	実施方針	15	Ⅲ	4	(11)			事業者検討委員会が評価する前に、貴市が基礎審査を実施するとありますが、どのような審査でしょうか。通過しなければ、委員会に提案内容は伝わらないのでしょうか。	基礎審査の内容については、入札公告時に提示する落札者決定基準においてお示しします。
34	実施方針	15	Ⅲ	4	(11)			提案の審査の採点の配点詳細は要求水準書公表時に示されますか。	入札公告時に提示する落札者決定基準においてお示しします。
35	実施方針	15	Ⅲ	4	(11)			「市が入札価格の確認及び基礎審査を実施」とありますが、審査についてはどのような審査を実施するか、募集要項などで示されますでしょうか。	33番の回答をご参照ください。
36	実施方針	17	Ⅲ	5	(1)	④	ア (ア)	他社の株式を保有しているが保有比率が50%に満たない場合は親会社、子会社の関係に当たらないとの認識でよろしいでしょうか。	他社の株式の保有比率が50%に満たない場合でも、親会社・子会社の関係に当たる場合があります。 子会社の定義は、会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定をご参照ください。
37	実施方針	17	Ⅲ	5	(1)	④	イ (ア)	本項における役員に社外取締役や非常勤取締役、非常勤監査役は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	非常勤取締役、非常勤監査役は役員に含みます。 社外取締役は含まれません。
38	実施方針	18	Ⅲ	5	(2)	②		入札参加資格について、実績の証明方法についての記載がありません。具体的な立証方法を教えて頂けないでしょうか	入札公告時に提示する入札説明書及び様式集においてお示しします。
39	実施方針	18	Ⅲ	5	(2)	①		設計業務、施工業務、工事監理業務を行う者以外は、個別の要件は問われないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	19	Ⅲ	5	(2)	②	イ (ウ)	表の「上記以外の工事」はどのような工事が当てはまるのでしょうか。また、上記の該当工事の総合評定値の制限は特段ないという認識でよろしいでしょうか。	円滑な施工業務の実施に必要となる工事の種別をご提案ください。 総合評定値については、ご理解のとおりです。
41	実施方針	19	Ⅲ	5	(2)	②	イ (ウ)	展示工事については表の「上記以外の工事」に該当し、総合評定値は問わず、個別要件の（オ）を満たせばよいとの認識で良いでしょうか。	展示工事について、適切な工事の種別をご提案ください。 工事の種別が「上記以外の工事」に該当する場合は、総合評定値の制限はありません。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
42	実施方針	20	Ⅲ	5	(2)	②	イ	「展示施工」には展示ケース整備工事も含まれますでしょうか。	展示施工の実績としては、展示設計業務で作成された設計図書に基づき、展示空間全体の施工を行った実績を求めており、展示ケースの整備工事がこれに該当すると認められる場合は、展示施工の実績に含めることができます。
43	実施方針	22	Ⅲ	6	(2)			SPCを福岡市内に設立すること、とありますが、本施設の供用開始以降に、特別目的会社の本店所在地を本施設とすることは可能でしょうか。	可能です。 会社法その他の関係法令等における定めを遵守の上、本店所在地について事業者にてご判断ください。
44	実施方針	22	Ⅲ	6	(2)			「SPC を福岡市内に設立すること」とありますが、SPCの設立場所として当博物館所在地を登記することは可能でしょうか。	43番の回答をご参照ください。
45	実施方針	22	Ⅲ	6	(2)			当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか	43番の回答をご参照ください。
46	実施方針	23	Ⅲ	7	(1)			「市が福岡市情報公開条例（平成14 年条例第3 号）に基づき応募内容を公開する場合、（中略）市は事業者と協議の上、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とありますが事業者のノウハウに関わる内容については、使用しない(非公開)として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	実施方針	27	Ⅵ	2	(3)			一定期間内に協議が整わない場合に契約解除を申し出る通知は貴市、事業者のいずれからでも通知できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	実施方針	31	別紙 1	1	(10)			震災等に伴う電力会社による電力料金値上げのような、想定外の社会的現象による光熱水費単価の変動についても、物価変動リスクと考えて宜しいか。	サービス対価への物価変動等の反映については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
49	実施方針	31	別紙 1	1	(3)			「市の責めによる」には、議会において公募条件と異なる議決等が行われた場合も該当するとの理解でよろしいでしょうか。本事象が「市の責めに帰すべき事由」に該当しない場合、市議会に起因するリスク負担の方法について御教示願います。	市議会において公募条件と異なる議決等が行われた場合は、事業者の責めに帰すべき事由により当該議決等が行われる場合を除き、「市の責めに帰すべき事由」に該当するものとします。
50	実施方針	31	別紙 1	1	(5)			（本事業そのものに対する）「以外の反対運動、苦情、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの」は事業者のリスク分担となっているが、事業推進に関係するものである限り市の支援が得られるものと考えてよろしいでしょうか。	原則、本事業そのものに対するもの以外の住民反対運動、苦情、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するリスクは、事業者の負担としますが、善良な管理者の注意をもって業務を遂行しても対応が難しい場合は、市が支援を行うこととします。
51	実施方針	31	別紙 1	1	(6)			法令変更リスク 直接関係しない法令であっても、間接的に関係する場合および不可抗力と認められる場合は、協議と考えてよろしいでしょうか。	本事業に直接関係しない法令の変更や新規立法の成立は、事業者側のリスクとして負担してください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
52	実施方針	31	別紙 1	1	(8)			許認可リスク 不可抗力と認められる場合は、協議と考えてよろしいでしょうか。	事業者が取得する許認可について、遅延や取得できなかったことが不可抗力事由によるものであると明確に示される場合は、市と事業者で協議できるものとします。
53	実施方針	31	別紙 1	1	(8)			許認可につき事業者が取得すべき許認可であっても必要な支援は市から得られると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	実施方針	31	別紙 1	1	(9)			要求水準書の示す一定の基準とありますが、現時点で明確でないものに関しては、要求水準書公表時に示されるもの以外は事業者との協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針	31	別紙 1	1	(11)			第三者賠償リスクについて、市、事業者のいずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用または事業者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由については、市、事業者の協議にて決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	実施方針	31	別紙 1	1	(9)			債務不履行リスクにおいて「事業者の事業放棄、破綻に関するもの」が事業者負担となっておりますが、記載の状況が建設工事期間中に生じ、契約解除となった場合、出来高部分については、検査の上合格した部分の対価はお支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
57	実施方針	32	別紙 1	1	(12)			別紙1リスク分担表（案）の【注釈】※3記載の第三者に対して責任を負うべき場合は一定の金額までを事業者の負担とありますが、建設事業費の何％等で負担限度額を決めるのでしょうか。	不可抗力事由による第三者に対する損害による費用の負担の割合については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
58	実施方針	32	別紙 1	1	(13)			環境リスク「事業者が行う業務に起因する」について、善管注意義務を果たしている場合は市にてリスク負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者が善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、合理的に要求される努力を尽くしていても発生する環境リスクの負担については、市と事業者で協議できるものとします。
59	実施方針	32	別紙 1	2	(1)			（1）測量調査リスクについて【注釈】※4の内、「当該欠陥の発見時期が、事業者が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期よりも遅延した場合」とありますが、今回改修工事という業務内容を踏まえて合理的に要求される努力とは具体的にどの程度の水準かご教示ください。	入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
60	実施方針	33	別紙 1	3	(5)			性能リスク「要求水準の不適合」は「要求水準に対しての不適合」と読み替えることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
61	実施方針	34	別紙 1	4	(14)				事業終了時における施設の性能確保について、劣化等が考えられますが、どの程度容認いただけるのでしょうか。	事業終了時における施設の性能確保は、建物の主要構造部などに、大きな破損がなく、良好な状態であることや、主要な設備機器などが、当初の設計図書に規定されている基本的な性能をおおむね満たしていることなどを求める予定です。 詳細は、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
62	実施方針	34	別紙 1	4					所蔵品・寄託品・借用品管理リスクについて、事業者の責めに帰すべき事由により盗難、破損した場合とは、具体的にどのような事象を想定しているか。また、事業者が損害賠償を請求されるという事であれば、損害賠償の算定基準を示して下さい。	一例として、事業者の維持管理業務の不備（適切な温湿度環境の確保の不備等）により、所蔵品・寄託品・借用品等が破損する場合等が想定されます。 市から事業者への損害賠償の請求の考え方については、入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
63	実施方針	34	別紙 1	4	(7)				事業者が要求水準又は、善管注意義務を果たしている上で、収蔵品が盗難や第三者による破損にあった場合のリスク分担について示して下さい。	事業者の責によらない場合は、市側のリスク負担とします。
64	実施方針	34	別紙 1	4	(7)				市の加入する動産総合保険の範囲には、事業者の帰責事由による毀損等も含まれる場合があるか。	現時点で動産総合保険を付保していないため、保険支払いの条件について回答はしかねますが、一般的に動産総合保険は、損害を与えた側に何ら帰責事由の無い偶発的な事故に備えるものです。
65	実施方針	34	別紙 1	4	(5)				施設利用者や不審者の故意または過失で生じた破損及び、原因調査を行った結果、客観的にそうであるとしか考えられない場合、その修繕費用は「上記以外の事由により施設・設備が損傷した場合」とし市負担という理解で宜しいか。	ご理解のとおりです。
66	実施方針	34	別紙 1	4	(5)				展示の準備・片付けにおいて、主催者の責により破損した場合の修繕や、特別清掃が必要となった場合、その費用は主催者又は市負担で宜しいか。	ご理解のとおりです。
67	実施方針	34	別紙 1	4	(5)				独立採算事業において市主催のイベント等で利用し、修繕・特別清掃・廃棄物処理等の追加費用が必要となった場合、市負担で宜しいか。	市主催のイベント等で利用し、修繕・特別清掃・廃棄物処理等の追加費用が必要となった場合は、市が負担します。
68	実施方針	34	別紙 1	4	(8)				市の判断や指示により、利用者数や営業時間の制限等をせざるを得なくなった場合は市の責めに帰すべき事由として処理され、リスクの主分担は貴市となる理解で宜しいでしょうか。	市の判断や指示により利用者数や営業時間の制限等を行う場合の収入・支出の増減に関するリスクは、独立採算事業を除き、市が負担します。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
69	実施方針	34	別紙 1	4	(9)			「運営における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するもの」が事業者のリスク分担となりますが、要求水準によるもの等内容によっては市と協議ができるものと考えてよろしいでしょうか。	原則、事業者のリスク負担としますが、要求水準に定める内容に起因し、事業者が善良な管理者の注意をもって業務を遂行しても対応が難しい場合などは、市と事業者で協議できるものとします。
70	実施方針	34	別紙 1	4	(14)			「事業終了時における施設の性能確保に関するもの」が事業者のリスク分担となりますが、経年によるものなど要求水準に記載の性能以外については協議によると考えてよろしいでしょうか。	61番の回答をご参照ください。
71	実施方針	34	別紙 1	4	(5)			(5)施設・設備損傷リスクについて、「通常想定される使い方の中」であるかどうかはどのようにして判断されるのでしょうか。	入札公告時に提示する事業契約書（案）においてお示しします。
72	実施方針	34	別紙 1	4	(14)			「事業終了時における施設の性能確保」について通常利用による損耗、劣化等をどこまで容認するか具体的にご教示ください。	61番の回答をご参照ください。
73	実施方針	34	別紙 1	4	(14)			「事業終了時における施設の性能確保」について通常利用による損耗、劣化等の判断基準を具体的にご教示いただけないでしょうか。	61番の回答をご参照ください。
74	実施方針	-						博物館の年間来館数について、過去5年分以上を目処に開示ください。また、その内訳として外国人数、学校行事に伴う来場者数も開示ください。	展示室入場者数および学校行事にともなう来場者数については、福岡市博物館年報をご確認ください。 常設展示室入場者数に占める外国人の割合は、令和元年度は5.4%、令和5年度は10.5%です。
75	要求水準書（案）							入札公告時に添付資料の追加公表が予定されておりますが、入札参加資格の確認を得る前であれば、実施方針公表時の段階で公表しない理由が何かあるのでしょうか。追加添付資料の公表時期が後にずれ込むと、金額を精査する時期が後にずれてしまうため、少しでも前倒ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。	意図があり一部の添付資料を12月時点で非公表とした訳ではありません。 添付資料も含めて全ての内容が確定した要求水準書を4月上旬に公表予定ですが、一部の添付資料が無いなど内容が未確定の状態であっても、少しでも応募の検討にご活用いただけるよう、12月時点のものを案として公表した次第です。
76	要求水準書（案）							■添付資料 の未公開の「添付資料8-2、8-3什器リスト」等に関する質疑および意見は別の期間を設けて受付けていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	4月上旬に全ての添付資料を含めて確定版の要求水準書を公表予定ですので、その後の質問・意見や個別対話の機会が適宜、ご質問ください。 詳細は、実施方針P13をご参照ください。
77	要求水準書（案）							「用語の定義」 入札説明書等の定義には、各質問回答なども正式な書類として含まれると考えてよろしいでしょうか	要求水準書（案）の用語の定義において、「入札説明書等」については定めていません。 4月の入札公告時の公表資料において、「入札説明書等」について定義します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
78	要求水準書（案）	1	I	2	(1)				本館閉館中と設計・施工期間中の既存設備の保守点検業務（主任技術者・防災点検）の費用は事業対象外という理解でよろしいでしょうか。（仮設事務所及び仮設備品庫の運用のため）	P51～52の「（2）休館までの維持管理業務（令和8年4月～令和8年10月頃）」及び「（3）休館中の維持管理業務（令和8年10月～改修後の引渡し）」をご参照ください。
79	要求水準書（案）	6	II	4	(1)	②	イ		締結する契約又は覚書等について、貴市に案を提出してから10開庁日以内に契約書等に変更があった場合、改めて変更後の案を貴市に提出して確認をいただくまでは締結できないということになるのでしょうか。	締結間際で内容の大きな変更が発生することが無いよう、早めに素案の市への提示やその後の相手方との契約・覚書内容の合意をするようにしてください。
80	要求水準書（案）	7	II	4	(2)	①	イ		提出図書の「体裁・部数については、別途、市の指示によるもの」とありますが、具体にお示しいただけないでしょうか。	提出書類の体裁や部数について、現時点で確定的に示すことが難しいため、このような表現としていることをご理解ください。
81	要求水準書（案）	7	II	4	(2)	①	イ		設計期間中業務に係る必要書類の中に「その他必要書類」とございますが、具体にお示しいただけないでしょうか。	具体的な書類名を挙げたほか、状況によっては必要となる書類が出てくるということを想定して記載したものであり、現時点で具体的な書類を想定し、包括的に表現している訳ではありません。
82	要求水準書（案）	8	II	4	(2)	①	ウ		建築基準法上4階建てとなるとありますが、詳細図面のご提供をお願い致します。	確定版の要求水準書の添付資料として公表予定です。
83	要求水準書（案）	8	II	4	(2)	①	ウ		本事業に先行する全体計画認定時には本館（本事業）の内容も含まれると考えられます。また、「事業者は、実施設計段階で当該全体計画認定の変更申請（設計者の追加）を行うこととし、事前に市及び株式会社佐藤総合計画と協議の上、変更申請関係書類を作成すること。」とあります。 本事業により本館の計画に変更が発生する場合は、「設計者の追加」のみではなく、建築確認申請時と同程度の変更申請関係書類が必要になると考えてよろしいでしょうか。	全体計画認定申請にて、本館リニューアル工事は第4回工事として現状のリニューアル内容の図面を添付しており、添付図面の内容に変更があれば「設計者の追加」と共に全体計画変更認定を申請する必要があります。 書類・図面等は確認申請時の計画変更申請と同程度の資料が必要となります。
84	要求水準書（案）	8	II	4	(2)	①	ウ		全体計画認定変更申請について 収蔵庫棟増築時の全体計画認定の概要を教えてください。 「当該全体計画認定の変更申請」の業務とは「設計者の追加」を行うことのみと考えてよろしいでしょうか。 本業務への申し送り事項がありましたらお示しください。	全体計画認定申請にて、収蔵庫増築工事を第1回工事とし、それ以降の事業を第2回～4回工事として現状の申請時の当該工事の計画内容の図面を添付しております。 添付図面の内容に変更があれば「設計者の追加」と共に全体計画変更認定を申請する必要があります。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
85	要求水準書（案）	8	II	4	(2)	①	ウ	収蔵庫増築時の全体計画認定申請時に本館の耐震診断結果と改修後の耐震補強計画は提出されていますでしょうか。 本業務において、耐震診断と耐震補強計画の再度の実施と申請提出は必要ないと考えてよろしいでしょうか。またそれは行政協議済みでしょうか。	収蔵庫の増築に伴う既存建物の新耐震基準への適合は建築基準法施行令137条の2の改正により緩和されており、全体計画認定申請時に耐震診断結果、改修後の耐震補強計画は添付しておりません。 また、規定の緩和に必要な資料として「耐久性（劣化状況）の確認【基準Ⅰ調書】」を添付しており、外・内部躯体の劣化状況の調査資料と合わせて提出しております。 本業務においては新たに再度構造計算を行う必要があるため、耐震診断と耐震補強計画の実施と申請提出が必要となります。
86	要求水準書（案）	9	II	4	(2)	②	イ	既設撤去品での有価物（電線・金属類）についてはマニフェストに順守し事業者側にて処理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書（案）	10	II	4	(4)	①	ア	維持管理業務計画書の作成とありますが、具体的にどのような計画書の提出でしょうか	要求水準書を始めとする公募書類、質問回答及び個別対話、事業提案書（プレゼン時の質疑含む）、その他市と事業者で合意した事項を踏まえ、維持管理業務を構成する各業務について、いつ何をどのような方法で実施するのか、何がポイントで何が留意点なのかなど、具体的に示す計画書を作成してください。 なお、要求水準書（案）P10に記載している通り、当該計画書は、市と協議を行った上で作成いただくものですので、具体的な内容等は当該協議の際に擦り合わせさせていただければと考えています。
88	要求水準書（案）	10	II	4	(4)	①	ウ	業務区分ごとのマニュアル作成とありますが、具体的にどのような業務区分でのマニュアルでしょうか。	要求水準書（案）P45の「（Ⅰ）業務の範囲」で表で整理する各業務区分で作成いただくことを基本として、詳細は、市と事業者で協議して決定します。
89	要求水準書（案）	11	II	4	(5)	①	ア	「ア 運営業務計画書」とありますが、こちらは「p1 Ⅰ2（Ⅰ）事業期間（予定）1本館等」にある15年間の運営期間を通してと、「p1 Ⅰ2（Ⅰ）事業期間（予定）3南側広場」にある17年6箇月の維持管理・運営期間を合わせた内容という認識で良いでしょうか。	対象期間については、ご理解のとおりです。 要求水準書（案）P61～62の「2 運営業務の構成」の表で整理する各業務項目を網羅する計画書を作成いただくことを基本として、詳細は、市と事業者で協議して決定します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
90	要求水準書（案）	12	II	5	(2)	④			「市の事前の書面による承諾がある場合、施工期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。」とありますが、これは、施工期間終了後に代表企業を変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。	4月の入札公告において示します。
91	要求水準書（案）	15	II	6	(3)	②	ア		配置する責任者は、常駐でしょうか。	要求水準書に示す役割を全うできれば、常駐は必須ではありません。
92	要求水準書（案）	15	II	6	(3)	②	ウ		「各責任者の変更にあたっては市に承認を得ること」と記載がありますが、どのような承認がありますでしょうか。	変更の理由と変更後の責任者の詳細について文書及び口頭でご説明いただいた後、変更を認める場合には、市からも文書（あるいは会議で発言しその旨を議事要旨に記録）で回答することを想定しています。
93	要求水準書（案）	15	II	6	(3)	②	エ		本事業での各業務は長期間の業務従事となります。病気・休業・異動等のやむを得ない事情の場合、設計・施工期間中又は維持管理・運営期間中に総括責任者は変更可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書（案）	16	I	8	(1)				「事業終了後少なくとも1年間は消耗部品の取り換えだけを行う」とありますが、施設を健全に維持するためには消耗品の取り替えのみではなく、予防保全措置も必要であると考えます。事業終了後の1年間もそのような予防保全的修繕がなされるとの理解でよろしいか。	ここでは、「事業期間終了時の本施設の状態が事業終了後少なくとも1年間は消耗部品の取り換えだけを行うことにより、事業期間中と同様の維持管理が可能な状態とすること」を求めています。 すなわち、消耗部品の取り替えさえ行えば、要求水準書（案）P46～51に示す「（1）改修後の維持管理業務（改修後の引渡し～令和26年3月31日）」ができる状態を事業終了後1年間は保って欲しいということであり、市が消耗部品の取り替えしか実施しない（それ以外の維持管理業務を一切行わない）ということではありません。
95	要求水準書（案）	16	II	8	(1)				事業期間終了時に必要な調査等ありましたら具体的にご提示いただけないでしょうか。	現時点では具体的には想定していませんが、事業終了前に、市及び新旧事業者で協議する中で、決めていきたいと考えています。
96	要求水準書（案）	16	II	8	(2)				新たな事業者への引継ぎの時期、期間についてはどのようにお考えでしょうか。	一般的には、事業終了3年前から事業終了や次期事業について検討を始めることが多く、本事業についても現時点では同様の時期の検討を想定しています。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
97	要求水準書（案）	17	II	11	(3)				万一、施工中に貴市所蔵品・展示品等に損害を与えてしまった場合は、貴市が付保されている動産総合保険で補償されますでしょうか？	現時点で動産総合保険を付保していないため、保険支払いの条件について回答はしかねますが、一般的に動産総合保険は、損害を与えた側に何ら帰責事由の無い偶発的な事故に備えるものです。
98	要求水準書（案）	17	II	11	(3)				市民総合賠償補償保険の補償範囲と補償金額を開示ください。	契約類型D型（身体賠償は1名につき1億円で1事故につき10億円、財物賠償は1事故につき2,000万円）です。
99	要求水準書（案）	17	II	10	(1)				「本書に記載された事業者の業務に係る費用については、本書や入札説明書、事業契約書等において、特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担」とありますが、明確な記載が無い事項で必要となった費用については協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				「事業者の提案に基づいた光熱水費をサービス対価として支払う」とありますが、各インフラ事業者の料金改訂が生じた場合、その都度サービス対価の改訂について協議可能との認識でよろしいでしょうか。	4月の入札公告時に事業契約書（案）において示します。
101	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				現状、貴施設での光熱水費、通信費等の契約種別、使用量、使用金額の開示をお願い致します。	光熱水費については、入札公告時に要求水準書の添付資料で示します。 通信費については、参加資格通過者から希望があった場合に情報提供します。
102	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				仮設事務所における、光熱水費は貴市の負担として考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担です。
103	要求水準書（案）	17	II	10	(2)				事業者の提案に基づいた光熱水費をサービス対価として支払うとございますが、物価上昇により提案数字から乖離があった場合の取り扱いをご教示願います。	物価変動によるサービス対価の改定については、今後、公表する事業契約書（案）において示します。
104	要求水準書（案）	17	II	11	(1)				市主体のイベントの開催において、具体的な開催規模・内容・回数の想定をお示しください。付保する保険の費用については、市がサービス対価外で都度確保する理解でよいでしょうか。あるいは（3）に示す、市民総合賠償保障保険でカバーされる内容でしょうか。	お示しできる「市主体のイベントの開催において、具体的な開催規模・内容・回数」はありません。 市は、市民総合賠償保障保険の契約類型D型（身体賠償は1名につき1億円で1事故につき10億円、財物賠償は1事故につき2,000万円）を付保していますが、その他、「市主体のイベント」用に保険を付保する考えはありません。
105	要求水準書（案）	17	II	11	(1)				維持管理・運營業務等に係る保険について、保険の賠償額の設定について、指定がございますでしょうか。	付保条件等については、4月に公表予定の添付資料14をご参照ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
106	要求水準書（案）	18	II	11	(3)				火災保険・地震保険は、市が加入するという認識で宜しいか。	加入しません。
107	要求水準書（案）	18	II	11	(3)				市が加入する動産総合保険における免責事項（保険金を支払わない場合）を具体的に示してください。また、盗難・事故・火災などの場面毎に、具体例をできるだけ複数挙げて示してください。	現時点で動産総合保険を付保していないため、保険支払いの条件について回答はしかねますが、一般的に動産総合保険は、損害を与えた側に何ら帰責事由の無い偶発的な事故に備えるものです。
108	要求水準書（案）	18	II	11	(3)				市が動産総合保険を付保する博物館資料及び屋外のブロンズ像について、その補償金額をリストで開示下さい。数量が多く難しい場合には、金額が高い順に開示下さい。	現時点で動産総合保険を付保していないため、保険支払いの条件について回答はしかねます。
109	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	①			「来館者の安全確保を念頭に、可能な限り死角がなく、かつ防犯性の高い施設計画を行うこと。」とありますが、施設配置や壁レイアウト等は基礎的設計の内容によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	②			最新の法令に適合させることとありますが、建築確認など、計画申請の時点で最新の法令という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	③			騒音、振動に関して、規制値の基準等あればご教示下さい。	敷地境界線において、騒音は85デシベル以下、振動は75デシベル以下です。
112	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	④			立体駐車場については災害時に人が使う事が無い建物なので、耐震性への配慮としては一般的な建物と同様の構造体の耐震性：Ⅲ類、重要度係数：1.0、建築費構造部材の耐震性：B類、建築設備：乙類としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
113	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	④			立体駐車場については、耐震性能に関する要求水準は満たす必要はないとの考えでよろしいでしょうか。	112番の回答をご参照ください。
114	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	④			設備機器の耐震設計はSクラスの想定で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	④			耐震性能に対する配慮について、立体駐車場については災害時に人が使う可能性が少ない建物のため、耐震性への配慮としては一般的な建物と同様の構造体の耐震性：Ⅲ類、重要度係数：1.0、建築非構造部材の耐震性：B類、建築設備：乙類としてもよろしいでしょうか。	112番の回答をご参照ください。
116	要求水準書（案）	20	III	1	(2)	④			耐震性能に対する配慮について、「立体駐車場棟」の駐車場部分の積載荷重は、建築基準法施行令第85条(6)自動車車庫及び自動車通路、に準拠しますがよろしいでしょうか。	建築基準法及び駐車場法を遵守の上、計画いただく必要があると考えますが、適用される法令等については適宜、関係機関・部署にお問い合わせください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
117	要求水準書（案）	20	Ⅲ	1	(2)	④		耐震性能に対する配慮について、「立体駐車場棟」の地震荷重算定の際の地震地域係数Zは、Z=0.8としますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書（案）	20	Ⅲ	1	(2)	④		既存棟（本館等）の設計時の耐震性能（重要度係数I、構造体の耐震性の類、地震時地域係数Zなど）を教えてくださいませんか。。既存棟の構造計算書をご提示いただけますでしょうか。	設計時、地震地域係数はZ=0.9で計画しております。
119	要求水準書（案）	20	Ⅲ	1	(2)	⑤		「空調系統の見直しを含む展示室及び収蔵庫の温湿度条件などの室環境をより適切な状態に保つこと。」とありますが、基本的性能は基礎的設計の内容によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				休憩スペースに設置する自動販売機について、キッズスペースが隣接するなど、飲料をこぼす可能性を懸念するが、館内飲食禁止のレギュレーションとの整合性はどのようにご想定か。	休憩スペース及びキッズスペースは、不特定多数の利用者による飲食可。講堂、体験学習室（2）及びセミナー室（1）・（2）は、原則、許可利用者による原状復帰責任のもと飲食可（例：学校利用時の昼食休憩、お菓子づくりワークショップの開催等）、その他、1階グランドホール及び2階ミュージアムモールは、蓋つき容器入り飲料の飲用可とすることを想定しています。
121	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				内装の改修は必ず実施することとあるが、表層の改修と考えてよいか	位置・大きさ・形状が変わらない諸室については表層の改修で良いですが、部屋によっては設備の改修に伴い復旧を行う必要があります。
122	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				本館の機能及び性能に関する要求水準の表中、「事業者の費用負担と責任において」と複数個所に記載がありますが、いずれもサービス対価内での実施であれば良いという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				仮設事務所において「市職員の執務に一切の支障が無く」とありますが、具体的に要求事項を上げていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載の表現を踏まえ、ご検討ください。
124	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				時計の更新の記載がありますが、電気時計以外の備品と思われる電池式時計についても更新は必要でしょうか。	更新は必要です。
125	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				添付資料3-1 A-01-3-2「キッズスペースについては、事業者の費用負担と責任において、遊具や什器の設置を求める。」と記載がありますが、当該整備はサービス対価の対象外となるのでしょうか？	遊具や什器の設置もサービス対価で賄ってください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
126	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				本館（展示室、体験学習室（1）を除く）の機能及び性能に関する要求水準について、「下表に示すものを除き、本館の改修（建築計画、構造計画、電気設備、機械設備）については、【添付資料3-1 基礎的設計説明書（本館）】に示す通りに行うこと。」とありますが、機能面や運用面等を考慮して改善の余地があると考えられる場合、表に記載以外のプラン変更の提案は可能でしょうか。	表に示す以外、本館の改修は、添付資料3-1に示す通りに行う前提で計画してください。
127	要求水準書（案）	21	Ⅲ	2				表にて「提案を妨げない、あるいは提案を求める趣旨」として、「各室の位置・大きさについても、各室利用者にとってのメリットがある場合は、事業者の費用負担と責任において、変更の提案（各室の入れ替えを含む）を行うことを妨げるものではない。」と記載があります。各室の室面積が変更になる場合の、上下限の条件はありますでしょうか。	上下限の条件は特にありません。
128	要求水準書（案）	22	Ⅲ	2				仮設事務所についてですが、開館準備期間開始前までに設置するとありますが、これは令和8年度の開設準備期間	質問の趣旨が不明であり、回答できません。
129	要求水準書（案）	22	Ⅲ	2				情報通信環境の整備においては、共用部・展示室内を含め全館的な配備が必要とあるが、通信費・メンテナンス費等のランニングコストも全て事業者負担の想定か。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書（案）	22	Ⅲ	2				株式会社 NatureInnovation Group が提供する傘のシェアリングサービス「アイカサ」の導入検討に伴って、現状の契約単価等を開示していただけますでしょうか。	開示できません。
131	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(3)	③		「博物館資料や地域の文化財の実物は、原則、ケース内に収めることとする。」とあるが、希少性が高くない、壊れにくい、保存環境の影響を受けにくいなどの条件の資料であればその限りではないという理解でよいのか。	希少性が高くない、壊れにくい、保存環境の影響を受けにくいなど条件の資料であっても、「博物館資料や地域の文化財の実物は、原則、ケース内に収めることとする。」の例外にはなりません。
132	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(3)	③		常設展示室の改修・展示制作 「コーナー表示や解説パネル類は、観覧者の多様性に配慮したものとし、多言語展開を想定」とあるが、具体的な指定はあるか。	具体的な指定はございません。
133	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(2)	③		プロジェクターやPC等の更新が定められておりますが、技術革新等の予見しえない事由によって提案時の計画よりも費用が掛かってしまう場合の差額は貴市の負担としていただけないでしょうか。体験学習室においても同様です。	更新費用は全て、事業費の中で賄ってください。
134	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(2)	③		要求水準書（案）P25に常設展示室内の中で、撤去することを想定しているものの内容が書かれていますが、この他に撤去を想定されているものがあればご教示ください。	常設展示室の改修内容について示した添付資料7-5をご確認ください。 事業者決定後、提案の内容により必要に応じて撤去を検討します。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
135	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(2)	③		添付資料3-1 A-01-5-1の展示室の区分に「C シアター」のゾーニングが示されていませんが、基本計画では配置は検討されているのでしょうか？検討されている場合、ゾーニングや規模についてお示しください。	規模については、要求水準書（案）P28の「C シアター」に関する記載をご確認ください。 また、要求水準書（案）P29の「Ⅲ 3 (2) ⑥提案を求めるポイント」に記載した内容は、ゾーニングについても適用します。
136	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(2)	③		上記の「C シアター」同様「F 交流展示」「G エピローグ」に関しても基本計画段階のゾーニング及び規模をお示し下さい。	135番の回答をご参照ください。
137	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(2)	③		要求水準書（案）P25「常設展示室の一部は、定期的な資料替えを想定」とあります。解説パネル等に関して初期整備においてレギュレーションを決め制作し、運用開始後の資料替えによる新規パネルや演示具の制作に関しての費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。また、事業者負担になる場合は、負担金額の上限設定はあるのでしょうか。	要求水準書（案）「Ⅲ 3 (2) ⑤B名宝展示」の「・黒田家名宝展示」について、記載のとおり年間10回程度の展示替えを想定しています。 これらのように、常設展示整備時に展示替えの内容が予測できるものについては、交換するパネルや必要な演示具は事業者負担で制作するものとします。 ただし、運用開始後、市の企画による展示替えによって発生したパネルや演示具の制作に関する費用は市が負担します。
138	要求水準書（案）	25	Ⅲ	3	(2)	③		要求水準書（案）P25プロジェクター、PC,液晶ディスプレイ及びタッチパネルの更新に関しては言及がありますが、運用開始してから15年間はゾーンやコーナーなど部分的な展示更新は無いと考えてよろしいのでしょうか。	137番の回答をご参照ください。
139	要求水準書（案）	26	Ⅲ	3	(3)	④		「B 名宝展示」に「首都福岡（仮）」という言葉が出てくるが、これは「D 通史展示」の「近世から近代までは藩都・県都である」ということと同じ意味か。異なる場合は定義をお示しいただきたい。	同じ意味です。
140	要求水準書（案）	27	Ⅲ	3	(3)	⑤	A	プロローグ 「ユニークベニュー活用を含めた多彩な交流企画を実施」とあるが、飲食も伴う活動が行われるという想定でしょうか。	飲料・軽食の提供を想定しています。
141	要求水準書（案）	27	Ⅲ	3	(2)	⑤	B	要求水準書（案）P27 B名宝展示・金印展示に関して、現行ケースの再利用も検討されています。現行ケースの性能、詳細図面の提供、および製作メーカーをご教示ください。	資格審査通過者から希望があった場合に情報提供します。
142	要求水準書（案）	27	Ⅲ	3	(2)	⑤	B	要求水準書（案）P27 B名宝展示・黒田家名宝展示に関して「機械空調を基本とするエアタイトウォールケース」とありますが、災害等で電源供給が停止された場合の対策は必要でしょうか。	災害等で電源供給が停止された場合には、既存の非常用発電機を使用し、必要な対策をとってください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
143	要求水準書（案）	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	C	シアターについて、観覧者が自由に見たいコンテンツを選択できるのかなど、運用のイメージがあれば提示いただきたい。 シアターについて、「各約2分程度を想定している。」とあり、添付資料7-2では6編が提示されているが、コンテンツ数・内容・時間について則る必要があるか。	要求水準書（案）P28の記載に基づき、添付資料7-2に示す内容に沿った映像コンテンツの作成を求めます。 添付資料7-2に示す内容のもの以外に、新たに事業者が映像コンテンツを作成することを妨げるものではありません。
144	要求水準書（案）	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	C	「シアターは、一度に6名程度の鑑賞者が滞在できる広さで、50㎡程度を想定している。」と記載があるが、提案にあたり、同時鑑賞人数や面積はどこまで則る必要があるか。	要求水準書（案）の記載にのっとった提案を求めます。
145	要求水準書（案）	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	F	交流展示 「くらしの変化」（仮称）展示」が設定されているが、P26で「福岡市の人びとのくらしを紹介する」とされている「E テーマ展示」とあえて別コーナーとした意図を伺いたい。	「Ⅲ 3（2）④展示の構成・内容」に掲げた「E テーマ展示」・「F 交流展示」の記載をご確認ください。
146	要求水準書（案）	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	E	【添付資料7-4 テーマ展示 展示項目（案）】に記載されている通史展示で強調されているスポット展示の役割と機能をご教示ください。	添付資料7-3に記載されている「スポット展示」は、時間軸に沿った展示とは区別し、利用者同士の交流を促すことを目的に設置したものです。
147	要求水準書（案）	28	Ⅲ	3	(2)	⑤	E	「E テーマ展示」に関して、「A-01-5-1」の図面ではテーマ展示が4ゾーンに区画されています。また、添付資料7-4展示項目（案）では大項目が6つ設定されています。将来的な展示更新も考慮し、テーマ展示の4ゾーンが優先されるのか、大項目6つにあわせ6つのゾーンが必要なのか、方針があればご教示ください。	添付資料3-1「A-01-5-1」に示した図面は、事業費を積算するために便宜的に作成したもので、事業者の提案を妨げるものではありません。 要求水準書（案）「Ⅲ 3 (2)⑥提案を求めるポイント」に記載の内容や添付資料7-4に基づき、提案を求めます。
148	要求水準書（案）	29	Ⅲ	3	(2)	⑤	G	「エビログは、プロログ空間と併存してもよい。」とあるが、併存とは、コーナーとして壁でふさがれており、上部で空間として繋がっているイメージか、あるいはオープンな空間で両コーナーが一望できるイメージか。	提案に委ねます。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
149	要求水準書（案）	29	Ⅲ	3	(3)			【添付資料 3-1 基礎的設計説明書（本館）】の「A-01-4-1」「A-01-5-2」、【添付資料7-6 企画展示室 改修内容】及び【添付資料 7-7 企画展示室平面図ほか】に示す通り、または同等以上の品質が保持できる仕様で行う。 と記載がございますが、「同等」以上の品質の判断は難しく、事業開始後に見解の違いを多数発生させる要素になるものと危惧します。同等品質の判断基準、判断時期、それによって発生するコスト増減の対応について、もう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。	基本的には参照先の添付資料に記載のとおりに改修いただくことを想定しているところ、市が想定していない魅力的な提案をいただける可能性もゼロでは無いと考え、そのような提案を認める条件として、当然のことながら「同等以上の品質が保持できる仕様」と表現した次第です。 市側で、参照先の添付資料に記載の内容と異なる提案を個別具体的に想定し、可否の基準をあらかじめ示すことは困難です。 想定されている提案内容が、「同等以上の品質が保持できる仕様」に該当するかどうかを懸念されるようであれば、そうした提案はなさらず、参照先の添付資料の通りに計画いただくことを推奨します。
150	要求水準書（案）	30	Ⅲ	3	(4)			改修は、・・・に示す通り、または同等以上の品質が保持できる仕様で行うものとする。 と記載がございますが、「同等」以上の品質の判断は難しく、事業開始後に見解の違いを多数発生させる要素になるものと危惧します。同等品質の判断基準、判断時期、それによって発生するコスト増減の対応について、もう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。	149番の回答をご参照ください。
151	要求水準書（案）	31	Ⅲ	4				体験学習室（１）の機能及び性能に関する要求水準がありますが体験展示室（２）に関しては、添付資3-1「G-02-5」の整備概要に一部記載がありますが、体験学習室（１）のような機能及び性能に関する要求水準書の記載がありません。体験展示室（２）の要求水準についてご教示ください。	体験学習室（２）は、要求水準書（案）「Ⅲ 2 本館（展示室、体験学習室（１）を除く）の機能及び性能に関する要求水準」に記載のとおりです。 体験学習室（２）に整備する什器については、添付資料8-1をご確認ください。
152	要求水準書（案）	32	Ⅲ	6				シェアサイクル事業者と現状の契約単価等を開示していただけますでしょうか。	開示できません。
153	要求水準書（案）	32	Ⅲ	6				E Vステーション（高速）の屋外キュービクルについて一次側電源の供給元は本館棟の変電設備よりの供給でよろしいでしょうか。	九州電力キャビネット（既設）に高圧の予備回路があり、そこからケーブルを敷設する計画としています。
154	要求水準書（案）	33	Ⅲ	6	(3)			「敷地全体で樹木の本数は減らすことなく」とありますが、現況の樹木・植栽リストをご教示いただけないでしょうか。	添付資料1「劣化診断調査結果(植栽)」を参考にしてください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
155	要求水準書（案）	33	Ⅲ	6	(3)				桜（9本）の現在の場所をご教示ください。また「全て敷地内に移植する」とありますが、移植場所は南側広場部分も含めて考えてよろしいでしょうか。	移植場所は、南側広場ではなく、熱源機械室棟（発電機室、電気室、消火ポンプ室）の周辺とします。
156	要求水準書（案）	34	Ⅳ	1	(2)				設計期間と建設期間各々の期間の定めは無く協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	市は設計期間と施工期間のそれぞれを指定しません。 提案を踏まえ、協議を経て事業契約書には設計業務完了日などを記載しますので、それを遵守できるよう、設計業務を遂行し、施工業務に着手してください。
157	要求水準書（案）	34	Ⅳ	1	(4)	①			監理業務範囲については、Ⅳ 3 (3) ② に『「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託書」に示された業務』と明記されておりますが、設計業務範囲についても同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書（案）	35	Ⅵ	1	(4)	②			設計変更について、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする、とありますが、大幅な変更とはどの程度を考えられていますでしょうか。	160番の回答をご参照ください。
159	要求水準書（案）	35	Ⅳ	1	(4)	②			「面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする」とありますがその判断基準などお示しいただけないでしょうか。	160番の回答をご参照ください。
160	要求水準書（案）	35	Ⅳ	1	(4)	②			設計変更の「面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り」とございますが、この内容は増減いずれの場合も含めてという解釈でよろしいでしょうか。	「面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応」という文言は、面積が増えた場合と、面積の増減に関わらず大幅な仕様変更の場合には、事業費の範囲内での対応を求めないことを示しています。 それ以外の場合というのは、大幅な仕様変更でもなく面積が減少する場合であり、契約の範囲内でご対応いただくこととなります。
161	要求水準書（案）	35	Ⅳ	1	(4)	②			「面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする」について面積増・仕様変更のそれぞれ目安等あればご教示ください。	目安等はありません。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
162	要求水準書（案）	35	IV	1	(4)	②		「大幅な変更により、事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費用等）が発生した時は、市が当該費用を負担するものとする。」とありますが、【添付資料1 現況調査報告書】に記載の内容が実際の状況と不一致する場合には、「追加的な費用」の金額の大小に関わらず、市は当該費用を負担いただけますでしょうか。	事業開始後、本施設について要求水準書等から合理的に推測できなかった重大な欠陥があることが判明した場合の対応については、事業契約書（案）において示します。
163	要求水準書（案）	35	IV	1	(4)	②		「大幅な変更により、事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費用等）が発生した時は、市が当該費用を負担するものとする。」とありますが、具体的にどのような内容が「大幅」に該当するのか不明です。定義をお示しいただけないでしょうか。	160番の回答をご参照ください。
164	要求水準書（案）	36	VI	2	(2)			適切な工事期間を設定とありますが、工事時間帯や4週8閉所等の施工条件はありますでしょうか。	現時点で市が定める条件はありません。 提案に委ねます。
165	要求水準書（案）	36	VI	2	(3)	①	ア	事業者は【添付資料1現状調査結果報告書】を参照し、また適宜、事業者においても調査の上、アスベストを適切に除去する事とありますが、添付資料以外で判明したアスベスト撤去については、追加費用及び工期の協議は可能でしょうか。	本件に限らず、要求水準書において定める事業者の業務は、本事業の事業費で事業者が対応することが大前提です。 本件は、要求水準書（案）において、添付資料1を参照するだけでなく、事業者にて調査を実施した上でアスベストを適切に除去することを定めていることから、ご質問文中にあるような、「添付資料以外で判明したアスベスト撤去については、追加費用及び工期の協議」は、不可です。
166	要求水準書（案）	36	IV	2	(2)			建設期間については、週休二日（4週8休）を前提にした期間を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	無理の無い施工期間を設定したとの認識ですが、施工現場での勤務体系等の細かな条件まで想定して施工期間を設定した訳ではありません。
167	要求水準書（案）	36	IV	2	(3)			解体工事に発生する、スクラップはSPC（各企業）の収入として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書（案）	36	IV	2	(3)	①	ア	アスベスト調査報告書について、調査写真ではダクトパッキングがありますが、その他配管、機器、建材等の調査をされていればご教示下さい。	当該アスベスト調査で採取・分析を実施した検体は、当該調査報告書に記載しているものが全てです。
169	要求水準書（案）	36	IV	2	(3)	①	イ	什器保管期間の書庫1-1とセミナー室（1）の照明電源供給また、防災設備は必要でしょうか。	書庫1-1は空調稼働のため電源供給が必要です。 セミナー室（1）は空調不要です。 また、両室とも、照明と防災設備は不要です。
170	要求水準書（案）	37	IV	2	(3)	エ	(ア)	解体工事においてスクラップが出ますが、これは建設工事業者の収入として考えてもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
171	要求水準書（案）	37	IV	2	(3)	①	ウ	(ウ)	近隣対策等「着工に先立ち、周辺住民等に対し、事業計画、工事実施計画等について十分な説明を行うこと」とありますが、説明会実施など市の協力が得られると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書（案）	37	IV	2	(3)	①	ウ	(ウ)	「改修工事が近隣住民等の生活環境に与える影響を調査のうえ、近隣対策を実施し、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全の確保に努めること。」とありますが、調査内容については協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書（案）	37	IV	2	(3)	①	イ		A601⑥の右上の南側広場駐車場は来客者の駐車場となるのでしょうか。	南側広場への来客者駐車場となります。
174	要求水準書（案）	38	IV	3)	(2)				工事監理は常駐監理ではないと考えてよろしいでしょうか。	常駐監理は必須としません。
175	要求水準書（案）	40	V	2	(1)				リニューアル開館記念展の準備業務は市の業務範囲という理解でよいのか。	ご質問の「リニューアル開館記念展」というのが、要求水準書（案）におけるどの部分を指しているのか分かりかねますが、事業者が実施するオープニングイベントについては、P41の「（３）オープニングイベント実施業務」をご参照ください。
176	要求水準書（案）	40	V	2	(1)				南側広場の開業準備業務に広報が含まれていないが、市の業務となるのか。	事業者の業務です。 4月に公表予定の要求水準書において、ご指摘の点を修正します。
177	要求水準書（案）	40	V	2	(2)				南側広場のオープニングイベントを含め、開館準備期間における事業者の執務場所はどういった想定か。	事業者にて確保してください。 仮設事務所内で事業者が執務場所を確保したい場合は、市との協議によります。
178	要求水準書（案）	41	V	3	(1)				対象敷地内の仮設事務所および月隈倉庫への什器の移転を行うとありますが、月隈倉庫も仮設事務所同様に対象敷地内にあるという認識で良いでしょうか。	月隈倉庫は、福岡市博多区月隈1丁目にある「福岡市埋蔵文化財センター月隈収蔵庫」です。
179	要求水準書（案）	41	V	3	(3)				オープニングイベント実施業務において、内覧会やレセプションパーティを事例に挙げられていますが、招待客数や特別企画展との連携に配慮など、規模感や内容について市のお考えを具体的にお示しください。	提案に委ねます。
180	要求水準書（案）	41	V	3	(3)				オープニングイベント実施業務において、内覧会やレセプションパーティを事例に挙げられていますが、一般的に参加者から利用料など徴収するような場ではないと考えます。実施費用に関しては、サービス対価に含むという理解で良いでしょうか。	「オープニングイベント実施業務」は、「本館等の開館準備業務」の一部であり、「本館等の開館準備業務」は、実施方針P6に示すとおり、サービス対価B-1-2として市が払います。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
181	要求水準書（案）	41	V	3	(3)			オープニングイベント実施業務において、内覧会やレセプションパーティを事例に挙げられていますが、サービス対価に含む場合、市の期待する規模感と事業者が想定する規模感に大きな差が生まれる場合があります。その際は予算に合わせた規模感（招待客数、ノベルティのグレードや点数、レセプションパーティーの内容などが市の想定より小規模など）で実施することも市は許容するという考え方でよいでしょうか。	要求水準書（案）P41に記載する事項を遵守の上、サービス対価の範囲で実現できることを前提として、詳細な内容は提案に委ねます。
182	要求水準書（案）	41	V	3	(3)			「イベント参加者に対して、博物館のブランドイメージ定着につながるようなノベルティグッズを制作・配布すること。」とありますが、イベント実施回数・内容・規模が事業者の提案によるため、すべての実施回の際にノベルティ配布を必須とする趣旨ではないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	要求水準書（案）	41	V	3	(4)			施設・備品等の貸出に関する準備業務において、初回の利用申請受付日はいつからですか。	令和8年10月頃に先行オープンする南側広場から貸出を行う想定です。 貸出開始時期や、受付をどのくらい前から受け付けるかは市との協議により決定します。
184	要求水準書（案）	41	V	3	(4)			施設・備品等の貸出に関する準備業務において、市や館主催事業など優先予約など配慮することは想定されていますか。	市の優先予約は想定されます。 ただし、市や館は、事業実施に支障を来たさない範囲での利用を想定しています。
185	要求水準書（案）	42	V	4	(1)	①	イ（ア）	ナチュラリスティックガーデン専任担当者は開業準備期間中に現地に常駐とあるが、この常駐時間・曜日等は、事業者提案と考えて宜しいか。	常駐時間・曜日等については、事業者提案を踏まえ、市との協議の上で決定します。
186	要求水準書（案）	42	V	3	(2)			収蔵庫棟（収蔵庫A,B,C）の燻蒸を行う。とありますが、どのような燻蒸を行うか指定をいただけないでしょうか。	収蔵庫全体を薬剤によりガス燻蒸する想定です。
187	要求水準書（案）	41	V	3	(2)			移転時に移転事業者による建物への損傷もしくは文化財、収蔵品の損傷が生じた場合、管理が善管注意の基に行われている際は、損傷のリスク負担は市が負うもの（保険等）と考えてよろしいでしょうか。	4月の入札公告時に事業契約書（案）において示します。
188	要求水準書（案）	42	V	4	(1)	①	イ	ナチュラリスティックガーデンの専任担当者及び特任担当者はSPCに属する企業の職員に限るとの認識でよろしいでしょうか。	構成員や協力企業の役職員である必要はありません。
189	要求水準書（案）	42	V	4	(1)	①	イ	各担当者の配置は、各条件に該当する証明書等が必要になってくるのでしょうか。	人員体制に関する証跡等の提出書類については、4月の入札公告時に示します。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
190	要求水準書（案）	43	V	4	(3)				【添付資料6-3 レストラン施設内厨房設備リスト】は参考だけで、資料にに記載されている機器の設置は必須ではないという認識で良いか。	要求水準書（案）P44に記載するとおり、当該資料において示す厨房設備の配置、仕様、種類等はあくまで想定される一例を示したものであり、事業者の運営する飲食施設の業態や規模に対して十分な厨房設備を調達してください。
191	要求水準書（案）	43	V	4	(2) (3)				本館・交流施設・ミュージアムショップ・レストランにおいて購入する什器・備品は、リース方式（事業者が所有）による調達でもよろしいか。	リースでの調達も認めますが、購入（建物と同様に市に引渡し、市が所有権を持つ）の場合と同様、事業終了後に市が所有権を有することを条件とします。
192	要求水準書（案）	43	V	4	(3)				「レストラン施設の内装工事や設備工事（厨房設備の調達・据付を含む）を、事業者の負担により実施する」とありますが、厨房設備リストに記載の設備はサービス対価によるものと考えてよろしいでしょうか。	「レストラン施設の内装及び設備工事業務及びその関連業務」は、「南側広場の開業準備業務」の一部であり、「南側広場の開業準備業務」については、実施方針P6に示すとおり、サービス対価B-3として市が支払います。
193	要求水準書（案）	45	VI	2	(1)				『大規模修繕については、維持管理業務には含まない。』とありますが供用開始後の大規模修繕については本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書（案）	43	V	4	(3)				レストラン施設の厨房機器（添付資料6-3）の調達・据え付けは、貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。（添付資料以外で事業者が必要とする厨房機器は事業者負担） また、上記の場合、厨房機器を独立採算実施企業にて使用可能という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P43に記載のとおり、厨房設備の調達・据付は事業者の業務ですので、本事業において事業者が実施し、その対価として市は、実施方針P6に示すとおり、サービス対価B-3をお支払いします。
195	要求水準書（案）	43	V	4	(1)	ウ	(ア)		「「ガーデンエリア」以外の部分においても、植え付けて管理する提案を妨げるものではない」とあります。「D：低木地被エリア」の一部にナチュラルスティックガーデンに相当する植栽を植え付けて管理する提案とする場合、ナチュラルスティックガーデンの範囲を【添付資料6-2 地被植物関連資料】の植栽数量表にある低木地被植物（アセビ、オモト、等）の代替とする（低木地被植物をその分減らす）という事になるでしょうか。	低木地被エリアについては、P43に定めるとおり、添付資料6-2の「「N-02」に示す植物種、数量、割合等の通りに植付を行うこと」が要求水準ですので、それは遵守した上で、例えば「N-01」において白抜きとしている箇所にもナチュラルスティックガーデンと同様の植付を行う提案も可能という趣旨です。 ただし、南側広場整備の整備主体との調整・協議も必要のため、いただいた提案のとおり植付範囲を設定いただけることを確約するものではないことをご理解ください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
196	要求水準書（案）	44	V	4	(4)				南側広場オープニングイベントにおいて芝生部分へのキッチンカー、テントの設置は可能でしょうか。	芝生への負担など、十分に対策をしていただければ、キッチンカーやテントの設置も可能としたいと現時点では考えていますが、詳細は、選定された事業者と市が協議して決定します。
197	要求水準書（案）	45	VI	2	(1)				「大規模修繕については、維持管理業務には含まない」と記載があります。例えば機器不良により1部の空調機の入替えが必要になったときは事業者の負担となりますか。	お示しのような場合には、要求水準書（案）P48に記載するとおり、「補修、交換、分解整備など適切な方法により対応」してください。
198	要求水準書（案）	46	VI	3	(1)	①	イ	(ウ)	「必要に応じて、修繕・更新を行う」とありますが、通常の想定や保険の付保範囲を超える破損については、修繕費用負担について相談をすることができる認識でよろしいでしょうか。	「必要に応じて」という文言は、必ずしも維持管理業務計画書に記載したとおりのタイミングや方法での修繕が必要となるとは限らないためです。 不可抗力により修繕が必要となった場合の対応については、4月の入札公告時に公表する事業契約書（案）で示します。
199	要求水準書（案）	47	VI	3	(1)	①	ウ	(7)	「舗装面、排水桝、側溝等は、歩行の支障となる不陸、段差、排水不良が生じない状態を維持」とありますが、液状化・沈下など地盤状況による場合は協議と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書（案）	48	VI	3	②	イ			展示ケース内の建築設備保守管理業務において、展示品を動かす必要がある場合は、市職員にて対応して頂けると考えて宜しいか。	展示ケース内の建築設備保守管理を行う際は、市職員が立ち合いを行い、必要に応じて展示資料を移動します。
201	要求水準書（案）	48	VI	3	(1)	②	イ		現状の建築設備保守管理業務（設備管理）の業務内容を把握するため、過去の公募や契約時の業務仕様書を開示ください。	資格審査通過者から希望があった場合に情報提供します。
202	要求水準書（案）	48	VI	3	(1)	②			現在の維持管理業務（管球交換・感知器取替・修繕等）において、高所作業用リフターを使用している場面があれば、具体的に教えてください。	特別展示室の照明はスチールルーバーを外しての管球交換となるため、作業用リフターを使用しています。
203	要求水準書（案）	48	VI	3	(1)	①	ウ	(4)	展示ケースにつき「ガラス面の外側・内側が曇りなく清潔に保たれていること。」とありますが内部についてはセキュリティ上からも対象外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、現在は、展示ケースが空の状態の際（展覧会と展覧会の間など）に清掃を実施しています。
204	要求水準書（案）	48	VI	3	(1)	②	ア		P43の交流施設・レストラン施設の什器・備品・設備・内装は維持管理業務（保守点検、修繕、更新など）の対象内でサービス対価から賄われるという理解で良いでしょうか。	「交流施設及びレストラン施設の什器・備品等の調達業務」及び「レストラン施設の内装及び設備工事業務及びその関連業務」は、「南側広場の開業準備業務」の一部です。 「南側広場の開業準備業務」については、実施方針P6に示すとおり、サービス対価B-3として市が支払います。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
205	要求水準書（案）	50	VI	3	(1)	②	(カ)		温湿度について、夏季と冬季に分けて要求水準が記載されているが、夏季・冬季とは具体的に何月から何月を想定しているか。	夏期は7月～9月、冬期は12月～2月を想定しています。
206	要求水準書（案）	50	VI	3	(1)	②	ウ	(カ)	常設展示室についても恒温恒湿となっていますが、温湿度条件を守ること、緩やかな変化を許容し、いわゆる恒温恒湿としなくてもよろしいでしょうか。	常設展示室の空気環境は恒温恒湿調整のない一般空調方式を求めます。 常設展示室の展示ケースについては、添付資料7-5をご確認ください。
207	要求水準書（案）	51	VI	3	(1)	②	エ		配置スタッフの実務経験3年以上は必須条件でしょうか。実務経験を問わない、または実務経験を短くすることは可能でしょうか。（例：責任者のみ実務経験1年など）	本件に限らず、要求水準書において定める事項は、特記無き限り、事業者が必ず遵守しなければならないものです。
208	要求水準書（案）	51	VI	3	(1)	②	エ		配置する人員は、全ての資格保有者を配置する必要がありますか。また、資格者の1名が複数保有しても問題ないでしょうか	全ての資格を保有している方を配置する必要はありません。資格者の1名が複数保有するということでも問題ありません。
209	要求水準書（案）	53	VI	6		②			レストラン施設の維持管理業務で「利用者が安全で快適に利用できるように維持管理を行う」とありますが、ここでの維持管理とはたとえばどのような業務作業を想定されてますでしょうか。	例えば、レストラン施設内の設備の保守管理などが挙げられます。
210	要求水準書（案）	54	VI	7	(1)	③	ア		配置人員の人数の記載がありますが、業務対象時間内に常に記載の人数が配置されている（＝配置ポスト）という理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書（案）	54	VI	7	(1)	③	ア		催事、イベント時の警備については、通常時と異なる警備が発生する場合は主催者の負担ありますが、これは企画展や特別展においても同様と考えて良いでしょうか。企画展であれば市、特別展であれば実行委員会など。	ご理解のとおりです。
212	要求水準書（案）	54	VI	7	(1)	③	エ		機械警備については要求水準から読み取れる内容以外については事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	要求水準書（案）	55	VI	7	(1)	③	エ		機械警備の設置について設置基準の指定はあるか。また、現行の機械警備の配置図を開示ください。	機械警備の設置については、公開承認施設の要件を満たすものとしてください。 現行の機械設備の配置図については、開示できるものはありません。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
214	要求水準書（案）	55	VI	7	(2)				博物館内において市主催のイベント等を行い、それに起因する修繕・特別清掃等の追加費用が必要となった場合、市負担で宜しいか。	市は、イベントを主催するなど、当然、本施設の有効活用を考えています。 市主催イベントの実施後に、例えば多くの来館者があったことにより通常よりも清掃を念入りにやる必要が出るなども考えられますが、そうしたことも含めて維持管理業務として事業者にて対応してください。 市主催イベント参加者が本施設内で故意に汚したり破損させたりしたことで修繕等の対応が必要となる可能性も考えられますが、そのような場合の対応については、4月の入札公告時に公表する事業契約書（案）で示します。
215	要求水準書（案）	55	VI	7	(2)	①			対象施設の建物とありますが、交流施設、レストラン棟の清掃業務も含まれ、こちらはサービス対価の対象内という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書（案）	58	VI	7	(2)	③	オ	(ウ)	廃棄物処分費（可燃、不燃、リサイクル）は、事業者負担でしょうか	218番の回答をご参照ください。
217	要求水準書（案）	58	VI	7	(2)	③	オ		トイレットペーパー等の衛生消耗品の使用実績・発注実績等があれば提示ください。	トイレットペーパーは約8,400ロール／年、水石鹸は約504リットル／年です。（いずれも5年平均値）
218	要求水準書（案）	58	VI	7	(2)	③	オ		独立採算業務を除き、事業者の業務範囲は、ごみを所定の場所に収集・集積するのみで、処分は市が費用負担も含め実施するとの理解で宜しいか。	ご理解のとおりです。 ただし、ゴミ袋は事業者が用意してください。
219	要求水準書（案）	59	VI	7	(3)	③	ア		建築物環境衛生管理技術者は常駐でしょうか	常駐は必須としません。
220	要求水準書（案）	59	VI	7	(3)	④			博物館資料の保全を目的として実施する防虫・殺虫処置や各種調査等については市が行い、事業者は必要な協力を行う、とあります。事業者として必要な協力で想定されているもの及び、本件の年間の実施回数を示してください。	現在とリニューアル後では燻蒸方法が異なるため、年間の実施回数は未定です。
221	要求水準書（案）	61	VII	2					運営業務構成における「休館まで」「休館中」の事業者主体実施業務は、全て供用開始後に向けた準備と捉えてよいか。	例えば教育普及業務など、「休館まで」や「休館中」の期間、供用開始後に向けた準備という位置づけではなく実施するものもあります。
222	要求水準書（案）	61	VII	2					所蔵品の広報利用において、著作権申請する必要がある作品はあるか。また、著作権使用料が発生する場合の負担先はどこか。	著作権のある所蔵品は存在しますが、著作権使用料が発生する形での広報利用はしていません。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
223	要求水準書（案）	61	VII	2					広報印刷物（例：広報誌、年間スケジュール等）において、発送業務は想定されているか。想定されている場合、広報効果を見込める場所とは別に、市が必要と考える送付先（寄贈者、議員等）および件数を教えていただきたい。	発送を想定しています。 広報効果を見込める場所以外の市が必要と考える送付先には、市が発送を行います。
224	要求水準書（案）	62	VII	2	(3)	①			「休館まで」～「休館中」の事業者業務に、現行ホームページの運用は含まれるか。	令和8年4月から現行ホームページの保守管理をお願いします。 要求水準書（案）P86をご参照ください。
225	要求水準書（案）	62	VII	2	(6)	⑥			P.76には「事業者が支援・広報を行う」といった記述があるが、当該ページでは市が支援を行うよう記載されている。改めてご想定を伺いたい。	P62では、「⑥教育普及支援・広報業務」について、「市が主体的に実施する業務」と整理しています。 市が主体的に教育普及のための各種催事等を実施するにあたり、その支援として、P76に記載の業務を実施していただきます。
226	要求水準書（案）	64	VII	4	(1)	①			体験学習室(2)の利用用途・利用者はどのようなものを想定するか	利用用途については、占有利用がない場合は、現在と同様フリースペースとして、また、有料で占有して（現在の講座室のように）会議室やセミナー・イベントスペースとしても活用可能です。 利用者は広く一般を想定しています。
227	要求水準書（案）	64	VII	3	(5)				現在の印刷物（施設のご案内、常設展示のご案内、年間スケジュール、企画展示解説、広報誌「Facata」）の各言語ごとの発行部数を教えていただきたい。	「施設のご案内」は日本語版と4か国語版を発行していましたが、現在はホームページで日本語版のPDFを公開しています。 「常設展示のご案内」は、日本語版30,000部/年、4か国語版6,000部/年、「年間スケジュール」は日本語版のみ14,000部/年、「企画展示解説」は1,500部/展覧会、広報誌「Facata」は日本語版のみ季刊合計20,000部/年を発行しています。
228	要求水準書（案）	64	VII	3	(5)				「福岡市博物館だより Facata」について現在制作の方法（記事執筆の内外比率等）と経費についてご教示ください。	現在は、記事を市職員が執筆し、紙面デザインと印刷を外注しています。 経費については開示できません。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
229	要求水準書（案）	64	VII	3	(3)	③	ウ	「ウ 現行の7月～8月における開館時間延長は必須としないが、同等の取り組みを提案すること。」とありますが、同等の取組とは開館時間延長以外に具体的にどのようなことを想定されていますか。教育機関の長期休み利用の促進という主旨でしょうか。考えをお示しください。	現行の7～8月の開館時間延長は、それにより利便性が向上し、来館者が増えることを期待して実施しています。 開館時間を延長せずとも、利便性の向上により来館者を増やすことが期待できる取り組みがあれば、ご提案ください。
230	要求水準書（案）	64	VII	3	(5)			運營業務に係る発行物の一覧がありますが、印刷郵送費の算出にあたり、各発行物における仕様・発行部数・配布先・配布方法をお示しください。	記載の発行物一覧は現在発行しているものであり、今後、どのような発行物をつくり、どのように活用していくのかは一義的には事業者には提案いただきます。 活用方法も含めより効果的な発行物を作成いただきたく、現状同様の「仕様・発行部数・配布先・配布方法」は求めておりません。
231	要求水準書（案）	65	VII	4	(1)	①		「通称コミネットを通じた利用予約の対象施設とすることを検討」とありますが、導入する場合のシステム利用料は発生するのでしょうか。	発生しません。
232	要求水準書（案）	65	VII	4	(1)	①		「通称コミネットを通じた利用予約の対象施設とすることを検討」とありますが、導入する場合のシステム利用料は発生する場合、事業期間中の運営費に影響するため、費用負担の考えや予算をお示しください。	発生しません。
233	要求水準書（案）	66	VII	4	(2)			リニューアル基本計画p.25では、常設・企画展の動線をまとめる旨の記述があるが、現時点ではどのような想定か。運営に必要なポスト数に関わるため確認したい。	要求水準書（案）P87の「VII 8(3)⑥施設の内外での情報掲示」をご参照ください。 また、特別展示室・企画展示室における出入口の増設は、3つの展示室間の動線を改善することも目的としています。 なお、要求水準書（案）P66の「VII 4(2)①ア受付・観覧料徴収」記載の「○受付案内」に記載する内容は踏まえてください。
234	要求水準書（案）	66	VII	4	(2)	①		観覧料徴収に利用するキャッシュレス決済一式は、市の手数料負担となるか。または事業者か。	イニシャルコストおよびランニングコストともに事業費の範囲で事業者が負担してください。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
235	要求水準書（案）	66	VII	4	(2)	①	ア		「クレジットカードや電子マネー、二次元コード等によるキャッシュレス決済に対応」すること、とありますがシステム等の導入に必要な経費はサービス対価に含まれるとの理解で宜しいですか。一方、委託販売を実施する場合やキャッシュレス販売に伴う手数料の発生は市負担との理解で宜しいですか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、お尋ねの「委託販売」が、例えば貸館による外部事業者の巡回展のチケットの委託販売といった類のものであれば、一義的には巡回展の外部事業者の負担になると考えておりますが、具体的には事業者と巡回展の事業者の協議によります。 なお、委託販売を行う際は市と事前の協議が必要です。
236	要求水準書（案）	66	VII	4	(3)	②			常設展示は開館日＝開催回数と思いますが、企画展の開催回数の想定をお教えください。案内・監視業務の必要人員について、年間を通して●●人・日など想定をお示しいただけますと幸いです。	企画展開催回数の実績については、福岡市博物館年報をご参照ください。 案内・監視業務の必要人員の想定は、お示ししません。
237	要求水準書（案）	67	VII	4	(2)	②	ウ		ウ展示保守に関して、「ハンズオン展示の破損個所の修理、補充は市と協議しながら行うこと」とありますが、修繕が必要になった場合の費用負担の考えをお示してください。	「ハンズオン展示の破損個所の修理、補充」については、費用負担も含めて「市と協議しながら行うこと」とします。 来館者が手に触れて修繕が必要になった場合など、基本的には市が費用負担する考えでありますが、事業者にも可能な範囲で修理方法の検討や修理のための既存の材料の提供などの協力をお願いしたいと考えています。
238	要求水準書（案）	67	VII	4	(2)	③			現在導入されているKotoznaQRの1年利用契約サービスの仕様や費用をご教示ください。	二次元コード等を利用者の端末で読み込むことにより提供するもので、音声ガイドの対応言語数は日・英・韓・中を含む4言語以上、テキストは9言語以上の自動翻訳機能を求めています。
239	要求水準書（案）	67	VII	4	(2)	③			音声ガイド制作の費用は、点数や文字数によって大きく変動すると考えられます。現時点で想定されている点数・文字数・更新頻度などのお考えをお示してください。	現在は、常設展示室に60箇所程度のQRコードを配置しています。点数・文字数・更新頻度なども含めて提案をお願いします。
240	要求水準書（案）	68	VII	4	(2)	③			「先進的な情報技術を活用した魅力ある解説コンテンツ」であれば有償提供も可とするとしているが、当該コンテンツの収入は全て事業者側のものとなるのか。	ご理解のとおりです。
241	要求水準書（案）	68	VII	4	(2)	④			現状の来館者における国別割合イメージを共有いただきたい。日本語圏／英語圏／中国語圏／韓国語圏／その他	日本語圏約90%、韓国語圏約4%、中国語圏約2%、また言語は不詳ですが欧米の方およびその他の外国の方がそれぞれ約2%となっています（令和5年度）

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
242	要求水準書（案）	68	VII	4	(2)	⑤		⑤ 常設展図録の制作・販売・頒布業務において、「市の求めに応じて、常設展図録の制作、印刷、販売、頒布等の業務に協力すること。」とありますが、ショップでの販売委託を想定されているという理解で良いでしょうか。その場合の販売手数料の考えについてお示しください。	16番の回答をご参照ください。
243	要求水準書（案）	69	VII	4	(3)	④		解説印刷物については「版下データは市より提供する」とあるが、レイアウトデザインされた完全版下データが提供される、という理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書（案）	69	VII	4	(3)	④		企画展示解説の年間発行回数を教えていただきたい。	企画展示解説は企画展示ごとに発行します。要求水準書（案）「VII 4（3）②展示室案内・監視業務」をご参照ください。
245	要求水準書（案）	70	VII	4	(4)	②		利用希望者に対する「市による決定」はどのようなスパンで決定されるのか。決定に係る所要スパンを確認したい。	要求水準書（案）「VII 4 (4)②利用の調整」に記載のとおり、市は「特定の企業・団体等が独占的に特別展示室を利用することがないよう、かつ、多種多様な展覧会が開催されるように」利用の可否を決定するため、申し込みから決定まで定まった期間を経れば決定できるというものではありません。展覧会の開催に支障がないよう、「事業者の意向」も踏まえながら、適切な時期に決定します。
246	要求水準書（案）	70	VII	4	(4)	②		自主企画展における事務局業務(運営・経理・統計・広報等)はどの部署が担うのか。	自主企画展を主催する実行委員会が行います。
247	要求水準書（案）	71	VII	4	(6)			教育普及活動が多岐に渡るため、博物館年報以外の資料(概要や目的、参加状況や制作準備物)があれば、ご共有頂きたい。	要求水準書（案）および添付資料9-1、9-2をご参照ください。 福岡市博物館研究紀要第31号～第33号においても、教育普及活動について記載しています。
248	要求水準書（案）	71	VII	4	(6)			教育普及活動に含む各活動における制作・準備物のコストについて、市と事業者の振り分けを確認させて頂きたい。	教育普及活動にかかるすべての費用は事業者負担となります。
249	要求水準書（案）	71	VII	4	(6)	①		学校を対象にした普及プログラム実施の際、昼食休憩場所と想定するのはどのスペースか。(雨天時も想定し屋内)	講堂、セミナー室（１）、セミナー室（２）を想定しています。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
250	要求水準書（案）	71	VII	4	(6)	①		教育普及プログラムにおいて、館内プログラム・館外プログラム各2名が専従とあり、参加数に応じて要員を補充しているとあるが、館内・館外プログラムの想定人員数を●●人日などお示しいただけないか。リニューアル効果等で想定以上の申し込みがあった場合など、人員不足のため十分なサービスが提供できない可能性が危惧され、想定以上の利用があった場合など市より追加費用をいただくことなども検討いただきたい。入館料収入などが事業者の収入になるスキームであれば、想定以上の収入から支出を賄うことも可能ではあるが、本件はそのようなスキームとなっておらず限られた予算内で運営していく必要があるため。	学校を対象とした教育普及プログラムについては、要求水準書（案）P71に記載のとおり、「すべての市立学校から1～2件のプログラム活用の申込があることを想定して十分な体制」を整えてください。
251	要求水準書（案）	71	VII	4	(6)			教育普及業務について過去の実績のデータをお示し頂けないでしょうか。	対話型アート鑑賞は令和6年度からの実施であるため、お示しできる実績値がありませんが、同年度の予定数は、約30校です。 その他の教育普及業務の実績値については、福岡市博物館年報をご参照ください。
252	要求水準書（案）	72	VII	4	(6)	①		教育普及業務全体について、「館外で業務を行うための車両を準備し、適切に管理すること。」とありますが、現状市が有する車両の台数・仕様を参考までにお示しください。	下記2台を保有しております。 ・日産 クリッパー（軽自動車・貨物） ・スズキ アルト（軽自動車・乗用） なお、教育普及業務で館外へ行く際は1台で行くことがほとんどであり、その場合、多く荷物を積める日産クリッパーを主に使用しています。
253	要求水準書（案）	72	VII	4	(6)	①		教育普及業務全体について、「館外で業務を行うための車両を準備し、適切に管理すること。」とありますが、リースやレンタルも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
254	要求水準書（案）	72	VII	4	(6)	①		将来的な学校教育における教育普及プログラムのニーズを予見することは困難です。計画外の設備導入や人員増等、追加費用を要する場合は貴市と協議とさせていただけないでしょうか。	お示しのような場合には、市と事業者で協議することとします。
255	要求水準書（案）	73	VII	4	(6)	②	イ	イ 対話型アート鑑賞において、R6年度より市が学校の来館に係る経費支援を実施されていますが、実施経費は市の負担またはサービス対価にて想定されているという理解で良いでしょうか。	本事業の事業契約締結後も、学校に対する来館に係る経費（バス代）の支援は、市が行いますので、本事業の事業費の中で事業者が負担する必要はありません。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
256	要求水準書（案）	73	VII	4	(6)	②	イ	イ 対話型アート鑑賞において、事業者は受入れの事務調整を行う理解で良いでしょうか。受入れ時の案内・解説対応などは教育的観点から市が担うのか、考えをお示しください。	市が対応する範囲は活用する資料や展示の選定、解説・対話のヒントの用意、プログラムで使用するアイテム（印刷物のデータ等）の整備のみで、その他一切の業務は事業者にて対応していただきます。
257	要求水準書（案）	74	VII	4	(6)	②	ウ	現在の案内物における言語ごとの発行部数を教えていただきたい。	英語・韓国語・やさしい日本語の3種類を製作しています。 要求水準書（案）「VII 4 (6)②ウ校外学習対応業務」に記載のとおり、印刷・発行を要求するものではありません。
258	要求水準書（案）	75	VII	4	(6)	⑤		「市と協議の上、オンライン出前学習の教材を準備し、プログラムに応じて学校に送付すること。」とありますが、WEB会議システムやPC環境など程度なのか、どの程度から準備が必要なのか、運営費算出にあたり考え方を具体的にお示しください。	福岡市博物館研究紀要第31号をご参照ください。
259	要求水準書（案）	77	VII	4	(9)			リニューアル後は現状の「図書相談員」がいなくなり、事業者対応範囲となるのか。事業者対応範囲となる場合に司書資格等の要不要を確認したい。	要求水準書（案）に記載のとおり、図書管理業務については市が行います。 図書館司書資格等を有する人材の配置を要求するものではありません。
260	要求水準書（案）	77	VII	4	(8)			デジタルアーカイブ整備業務について、事業者が本事業で行うのは、博物館資料の画像利用に関する問合せに対応すること及び博物館のデジタルアーカイブの周知・普及に努めることだけで、整備自体は別業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	要求水準書（案）	77	VII	4	(8)			デジタルアーカイブの各種データを格納するサーバーはクラウドもしくは館の単独設置または市サーバー下での格納の何れかでしょうか。必要なサーバーは当事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	要求水準書（案）	77	VII	4	(9)			図書管理業務に関して、レファレンス対応に当たり、図書館にはOPACのような電子システムが導入状況など、業務量算出に当たり現在の業務状況をお示しください。	書誌データをリスト化して管理を行っています。
263	要求水準書（案）	77	VII	4	(11)	①		現在、ホールに書店が営業していますが、リニューアル後も書店は必要となりますか。また、周辺住民用に本の取り寄せが可能な機能も必要となるのでしょうか。	書店は必須としませんが、市が販売を委託する図録等の販売は必須です。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
264	要求水準書（案）	77	VII	4	(8)			既存のデータベースを常設展示で活用する提案は可能でしょうか？可能な場合、現在のデータベースのシステム概要についてご教示ください。	可能です。 早稲田システムのI.B.ミュージアムSaaSを使用しています。
265	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)	①		ミュージアムショップについて、事業主体はSPCではなく、構成員または協力企業が事業主体となることは可能でしょうか。可能である場合、市に対する記録の作成報告はSPCが行うこととすれば、売上の収受や整備運営にかかる費用負担は担当する構成員または協力企業が行うこととしてよいでしょうか。	ミュージアムショップ運営業務に限らず、本事業の一部を、SPCから構成員又は協力企業に委託等することは可能です。 但し、ミュージアムショップ運営業務は、年度売上の一定割合を市に納付することから、収入と費用の詳細について事業者が責任を持って市に報告してください。 独立採算なので収支の詳細を事業者が把握していないということの無いようにしてください。
266	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)	①		ミュージアムショップにつき「市は、固定の賃料は徴収しないが、（中略）事業者の提案をふまえて決定」とありますが市と事業者との契約の形態はどのようになりますでしょうか。	市と事業者が定期建物賃貸借契約を締結することを想定しています。 詳細は、4月の入札公告時に公表する事業契約書（案）で示します。
267	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)	②		ミュージアムショップ内で、お土産として酒類の販売は可能でしょうか。（酒類販売業免許は事業者側で取得する前提）	可能です。
268	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)	①		光熱水費や廃棄物処分費等の支払方法も算定方法と同様、貴市と事業者で協議のうえ決定となるのでしょうか。レストラン施設においても同様です。	ご質問の「支払方法」というのが、ミュージアムやレストラン施設における光熱水費や廃棄物処分費等を事業者が負担するに際し、いつどのように請求を受け、その後どのように支払うのかということであれば、ご理解のとおり、そうした実務上の詳細は、市と事業者との協議を経て決定します。
269	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)	①		貴市への納付対象となる「年度売上」は常設展示図録や福岡市史等の独立採算から除外される商品を含む年度売上となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	要求水準書（案）	78	VII	4	(11)	①		貴市への年度売上一定割合の納付は事業者（SPC）ではなく、ミュージアムショップの運営企業から直接納付してもよろしいでしょうか。 事業者（SPC）からの納付とすると、貴市への納付前にミュージアムショップ運営企業→事業者（SPC）への支払いが必要となり時間を要してしまいます。	定期建物賃貸借契約は、事業者が市と締結するものですので、年度売上一定割合の納付も事業者が行っていただくことを想定しておりますが、市と協議の上、問題無いと市が判断した場合は、この限りではありません。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
271	要求水準書（案）	79	VII	4	(12)			ユニークベニユーに係る規定を定める旨の記述があるが、そこに定める利用料金は一般貸出時とは異なるものを想定するか。また、当該料金も市の収入と想定するか。	4月の入札公告において示します。
272	要求水準書（案）	79	VII	4	(12)			活用事例に企業セレモニー、新車展示会とあるが、特定企業の営業行為についても可とする想定か。	条例の改正等により、一般利用（特定企業の営業行為についても、一部制限は設けた上で利用）も可能とする想定です。
273	要求水準書（案）	79	VII	4	(12)			ユニークベニユーの対象事業が否かの判断は、講堂等と同じく市が判断する理解でよいか。	ご理解のとおりです。
274	要求水準書（案）	79	VII	4	(13)			事業者が補助金事務局業務を行う場合の具体的な申請事業はどのようなものが想定されるか。	要求水準書（案）P79に示すとおり、事務局業務とは、補助金等の交付を受けて行う事業の経理事務等を指しますので、その詳細については、文化庁ホームページ「博物館への支援」に記載される支援事業の募集案内等を参照し、把握、想定してください。
275	要求水準書（案）	79	VII	4	(14)	①	ア	「郵便物、庁内メール（市の関係機関の間で送付される文書）の発送と受取」とありますが、事業者が発信するもの以外の通信・郵送費は市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	市が発信するものの通信・郵送費は市が負担します。
276	要求水準書（案）	80	VII	4	(14)	①	ウ	「館内で利用する事務用品」の使用者に市職員は含まれるか。	市職員が使用する事務用品は市が別途調達します。
277	要求水準書（案）	80	VII	4	(14)	①	ウ	「事務用品」の定義はどのようなものか。	什器リストに記載の什器・備品等を除く、文房具等の事務に用いる用具で、主に事業者が利用するものです。（市が使用する事務用品は市が別途調達）
278	要求水準書（案）	80	VII	6				レストラン店舗貸切でのイベントを、運営側で企画・開催することは可能か	可能です。
279	要求水準書（案）	80	VII	4	(14)	①	イ	常設展示・企画展示の観覧者、講堂等の利用者等について、統計資料の作成を行うとありますが他必要な項目がありましたらご教示ください。	現時点では観覧者および講堂等、諸室利用者の統計情報程度を想定していますが、詳細は協議させていただきます。 なお、市が必要とする場合は、業務で得た情報を適宜、提供いただきますので、数的情報は常に整理していただくようお願いいたします。
280	要求水準書（案）	80	VII	4	(14)	②		「事業者は、博物館協議会の運営について適宜支援」とありますがどのような支援を想定されていますでしょうか。	会議に出席し、委員の意見を適宜、本事業に反映してください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
281	要求水準書（案）	80	VII	6				『事業期間中、レストラン施設について市から定期建物賃貸借契約により借り受け、下記（１）～（３）の業務を実施』とありますが、ＳＰＣではなく、構成員または協力企業がマスターリースを行いテナントを募集・契約する形も可能でしょうか。	定期建物賃貸借契約は、事業者が市と締結してください。
282	要求水準書（案）	80	VII	6				貴市への年度売上一定割合の納付は事業者（ＳＰＣ）ではなく、レストラン施設の運営企業から直接納付してもよろしいでしょうか。事業者（ＳＰＣ）からの納付とすると、貴市への納付前にレストラン運営企業→事業者（ＳＰＣ）への支払いが必要となり時間を要してしまいます。	市と定期建物賃貸借契約を締結する事業者（ＳＰＣ）が、納付してください。
283	要求水準書（案）	80	VII	6				レストラン施設の運営において、レストラン運営企業、物販企業の看板を外部に掲示することは可能でしょうか。	可能です。
284	要求水準書（案）	80	VII	6	(1)	③		改装工事などを行う場合は、貴市の承諾を得れば本館開館時間中であっても休業は可能との理解でよろしいでしょうか。	市の承諾があれば可能です。
285	要求水準書（案）	81	VII	6	(1)			飲食施設はレストランとカフェに分ける必要はあるか	必ずしも分ける必要はありません。
286	要求水準書（案）	81	VII	6	(1)	①		ブラインドを取り付ける為の下地等は、Ａ工事区分に見込まれているか。 また、天井が湾曲しているので、湾曲天井面にブラインド取付けができない場合はガラス面への遮熱シート貼り等で対応しても良いか。	西側のガラス付近にはブラインドを取り付ける為のブラインドボックスを設ける計画としております。湾曲天井部分（北南側）は遮熱シート貼りで結構です。
287	要求水準書（案）	81	VII	6	(1)	①		必要に応じて間仕切り壁等の設置も可能か	一体的に空間を利用し、賑わいを創出することを考慮した計画としておりますので、間仕切りの設置は想定しておりません。
288	要求水準書（案）	81	VII	6	(1)	①		外部に看板（店舗サイン）の取付けは可能か	可能です。
289	要求水準書（案）	81	VII	6	(1)	①		レストラン店舗名は任意で決定できるのか	任意で決定可能ですが、事前に市に相談してください。
290	要求水準書（案）	81	VII	6	(1)	③		「本館開館時間中は営業を行うこととし、」とあるが、本館開館時間内でも休みにしたり、営業開始時間を遅くしたり、営業時間および定休日、店休日を任意で決めることはできないか。	原案のとおりとします。
291	要求水準書（案）	81	VII	6	(2)			多目的スペースは必ず必要か。 必要であればどの程度の広さの確保が必要か。 また、普段（イベント等が無い時）は飲食店・物販のスペースとして利用しても良いか。	多目的スペースは必ず設置してください。 広さは提案に委ねます。 普段は飲食・物販スペースとして利用可です。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
292	要求水準書（案）	82	VII	7	(1)			「ゲート等の駐車場機器の設置要否、種類や仕様は事業者の提案に委ねるが、料金設定や利用時間に応じて、適切に料金を収受できるようなものとする。」とありますが、ナンバー認識による管理を行う場合に、料金を１００％納付できない可能性があります、利便性と納付金額についてどちらを優先的に考えられていますでしょうか。	市に、料金未納事案の発生を許容する考えはありません。要求水準書（案）に示すとおり、適切に料金を収受できるものとしてください。
293	要求水準書（案）	83	VII	8	(1)	③		AEDの調達に費用負担も含め市が行うか。	事業者が事業費の範囲で調達してください。
294	要求水準書（案）	84	VII	8	(2)	①		視覚障がい者・聴覚障がい者向けの誘導支援システムについて対応する端末器の貸出は必要でしょうか。(4-(2)-③音声ガイドの作成・提供業務の常設展示室の貸出デバイスは除く)	提案に委ねます。
295	要求水準書（案）	86	VII	8	(3)	①		「ホームページのデザイン、構成、掲載内容及び更新計画については市と十分に協議すること」とありますが、事業者が設定した予算内での制作が前提となるため、必ずしも市の想定されるものと乖離が出る場合があります。ホームページ制作・運営業務において、仕様や構成を含め事業者の提案に委ねるという理解で良いでしょうか。	掲載内容については、原則、現行のホームページを踏襲することを前提に、より魅力的かつ使いやすいユーザーインターフェース等の提案を求めます。
296	要求水準書（案）	86	VII	8	(3)	①		「ホームページのドメインを継続利用が原則」とありますが、ブランディングの観点からより短縮した愛称などを想起させるドメインへの変更なども無しという理解で良いでしょうか。ドメイン継続の考えについてお示してください。	「継続利用が原則」です。
297	要求水準書（案）	86	VII	8	(3)	②		投稿内容や日時はタイムラインにて常時閲覧できアーカイヴされるが、想定する報告様式をご教示いただきたい。	市との協議により決定します。
298	要求水準書（案）	86	VII	8	(3)	②		投稿内容や日時以外に想定する記録事項はあるか。	市との協議により決定します。
299	要求水準書（案）	86	VII	8	(3)	②		レストラン店舗に関するSNS等の発信は、レストラン単独でアカウント等を開設の上で任意で運用して良いか	ご理解のとおりです。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
300	要求水準書（案）	86	VII	8	(3)	②		SNS運用業務に関して現博物館保有のSNSアカウントの運用とありますが、管理者は市・編集権限を事業者にも付与されるイメージでしょうか。運用イメージを詳細にお示しください。	編集権限を事業者に与えますので、事業者に運用を行っていただきます。 利用に関する案内（荒天時の休館などの周知も含む）、参加者の募集を含む催事の周知、新しい刊行物の刊行の告知などについて、情報を発信してください。 ただし、市がアカウントを使って情報（例えば、収蔵品や展示品、地域の文化財に関係するもの）の発信を行うこともあります。
301	要求水準書（案）	86	VII	8	(3)	②		SNS運用業務に関して現博物館保有のSNSアカウントの運用とありますが、運用は市側も対応することが想定されますか。その場合の炎上リスク・誤発信リスクに関してリスク分担の考えをお示しください。	前段については、300番の回答をご参照ください。 後段については、市が発信した場合のお示しようなリスクについては、市が負います。
302	要求水準書（案）	87	VII	8	(3)	⑥		⑥施設の内外での情報掲示について、掲載場所の一覧にある経費実績をお示しください。	市の他の部署が費用負担しており、ご質問の経費を開示することができません。
303	要求水準書（案）	87	VII	8	(3)	⑥		施設の内外での情報掲示での現在の掲示場所の表示がありますがそれぞれにかかる各費用もしくはリストの費用の総額をご教示ください。	302番の回答をご参照ください。
304	要求水準書（案）	88	VII	8	(5)			「展示や展覧会の関連事業として行うイベントは原則として各業務の中で実施する」とあるが、常設・企画展の事業者実施業務の中に関連イベント実施業務は記載されていない。追加で発生する理解となるか。	要求水準書(案)「VII 8 (5)集客業務」では、集客業務を、「設置の目的を逸脱しない範囲で、施設への集客を図るイベントを企画・実施する」業務と定めています。 これは、教育普及業務とも異なり、また、展示や展覧会に関連して行うイベントとも異なるものであることから、「展示や展覧会の関連事業として行うイベントは原則として各業務の中で実施する」と記載した次第です。 展示や展覧会に関連して行うイベントについて、入札公告時に公表する要求水準書において示します。
305	要求水準書（案）	88	VII	8	(5)			当該業務で無料利用できる施設は、講堂等の貸出諸室も含まれる理解でよいか。	講堂等も無料利用可とすることを想定しています。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
306	要求水準書（案）	88	VII	8	(5)			集客業務において、「・本業務は、「VII 8（3）① ホームページ制作・運營業務」に記載する広告料等で賄うなど、自らの負担で実施するものとし、市は別途費用を負担しない。」とありますが、社会教育施設においてどの程度の広告収入等が得られると試算されてこのような設定とされているのか、市の考えをお示してください。	本件に限らず、市は、一つひとつの業務について、積算した金額等を公表する考えはありません。
307	要求水準書（案）	88	VII	8	(5)			集客業務において、「・本業務は、「VII 8（3）① ホームページ制作・運營業務」に記載する広告料等で賄うなど、自らの負担で実施するものとし、市は別途費用を負担しない。」とありますが、社会教育施設においてどの程度の広告収入等が得られると試算されてこのような設定とされているのか、市の考えをお示してください。	306番の回答を参照してください。
308	要求水準書（案）	88	VII	8	(5)			「事業者提案による独自収入から、これらの収入を得るための必要経費を除いた5割以上を集客イベントの実施に活用すること」とありますが、これは1つ1つのイベントごとではなく、年度で区切って計算書類等で貴市に報告するという理解で宜しいでしょうか。	年度区切りでの報告を想定しています。
309	要求水準書（案）	88	VII	8	(5)			イベント実施時にキッチンカーを使用した場合の賃料はどの様に考えたらいいでしょうか。もしくは、事業者の提案によるもので宜しいでしょうか。	事業者が集客イベントの一環として対象敷地内でキッチンカーを出店させる場合、グランドホール等の共用部分と同様、無料で使用することができます。事業者が、キッチンカーの出店を別の主体に委ねる場合の、出店にかかる賃料等の徴収については、市は関知しません。
310	要求水準書（案）	-						展示・イベントの設営に際して、高所作業用リフター等が必要となった場合、展示の主催者側で準備するという理解で宜しいか。	添付資料8-1「ID180」をご参照ください。
311	添付資料1 3-5-1環境リスク調査、 3-5-2アスベスト調査							3-5-1環境リスク調査、3-5-2アスベスト調査において、石綿分析を実施されておりますが、報告書の一文に「貴社より・・・ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。」とあります。実際には採取できてない範囲があり、決定後に再調査を実施すると考えてよろしいでしょうか。	165番の回答をご参照ください。
312	添付資料1							各既存図の図面は竣工後の改修や3-2物件調査（一式）・3-3建築設備調査（一式）の内容は反映されているものと考えてよろしいでしょうか。反映されていない場合は反映した既存図をいただけないでしょうか。	415番及び416番の回答のとおり、今後、追加で公表するものが出てくる可能性はありますが、それ以外は全て、反映されていると考えています。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
313	添付資料1 01建築図_04外構図一式	G26							別業務の池サイズを改修するにあたり、池用の杭は撤去されると考えてよろしいでしょうか。既存杭存置の場合は協議内容をご教示ください。	既存杭は、地盤の強度を維持するために存置する計画としております。 現在実施設計を行っているところであり、関係する協議内容を今、公表することはできません。
314	添付資料1	E-2							受変電設備 単線結線図（1）に屋上変電所の記載がございます。屋上変電所は更新不要で考えて宜しいでしょうか。 更新が必要な場合、資料をご提示して頂けないでしょうか。	事業期間中の更新要否を事業者にて適切に判断の上、必要に応じて更新してください。 市が更新の要否や方法を資料等で定めることは考えていません。
315	添付資料1	E-89							電話・インターホン 1階平面図に以降配置図参照と記載がございますが、配置図に弱電引込ルートが見当たらないようです。 弱電引込ルートの資料をご提示お願い致します。 また、電気設備概要書02 22) 構内配電・通信設備に「今後の通信回路の増加に備え、引込用配管を敷設する」との記載がございます。今回増設する引込用配管ルートをご指示頂けないでしょうか。よろしく願いいたします。	道路周辺の地中配管敷設図だけが現存しており、NTTも正確な位置は認識していません。 NTTとも協議の上、NTTの地下ルートに接続する方針とします。
316	添付資料1、 添付資料3-1	AC-4（資料1）、M-04（資料3-1）							既存図（竣工当時）と添付資料3-1を見る限り、中央熱源のシステムが一度改修されており、熱源能力が竣工当時のスクリーチラーから大幅に低減されているものと見受けられますが、熱源改修時の設計計算書（蓄熱システム計算書含む）等あればご提示頂けないでしょうか。	開示できる資料がありません。
317	添付資料2								全体計画認定変更申請について 収蔵庫棟増築時に必要な申請項目で、全体計画認定にて本業務に組み込まれている項目はありますでしょうか。 添付資料2に記載の是正項目のみが本業務の対象とし、記載ないものは今後の追加項目として考えてよろしいでしょうか。	全体計画認定に関連して本事業で対応が必要な是正工事は、添付資料2に記載のものが全てです。
318	添付資料2								全体計画認定変更申請について 法改正に伴う特定天井改修、エレベータ改修などは収蔵庫棟増築の申請では、どのように扱われているでしょうか。	全体計画認定による第4回工事（本館リニューアル工事）にて特定天井の改修（既存遡及に係る工事）、エレベーターの改修を行うとして提出しています。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
319	添付資料2							収蔵庫の増築申請において、本館棟の既存不適格条項を示す必要があったと考えますが、法改正の何の項目が該当したでしょうか。	建築工事については、添付資料2に記載されております。電気工事、消火設備工事については、建築基準法施行令第2条1項八号（棟屋部の階の判定）において、新築申請当時は機械室上部設備スペースは屋外スペースと判断されていましたが、現行法規見直し解釈により屋内的要素があるとみなし、面積算入となったことに伴う消防法上の是正項目となります。
320	添付資料2							「全体計画認定（認定第38号）」について、お示しいただいている資料以外に認定時の資料があれば、提供いただくことは可能でしょうか。	選定された事業者にのみ提供します。
321	添付資料3-1	G-02-1						収蔵庫の整備概要に各収蔵庫は個別の防火区画とするとあります。現在の防火区画の位置を確認できる図面を提示いただきたい。	収蔵庫の各室は個別の防火区画で区画されております。
322	添付資料3-1	G-02-1						収蔵庫の整備概要に「メザニン床の改修を行い既存活用する」とありますが、改修の内容をお知らせください。 表層の滑りやすさを改善するということであれば、別の仕上げ材という選択肢もあるのでしょうか。	既存のデッキプレートを撤去し、開口のある床材とする計画を想定しております。 詳細は、4月に公表する確定版の要求水準書の添付資料にて示します。 なお、別の仕上げ材でも良いかは消防等との協議にもよります。 応募時点では、別の仕上げ材は想定されないようお願いいたします。
323	添付資料3-1	A-09						建築計画の表で、誘導基準と整備基準が併記してあるが、オレンジ色で塗ったセルの内容を適用すると考えてよいか	ご理解のとおりです。
324	添付資料3-1	A-10						平面図上に建物外周部での止水対策とあるが、具体的な記述はない。漏水量の等級の指定は無く、提案によると考えてよいか。	ご理解のとおりです。
325	添付資料3-1							諸室諸元表05 G02-5 体験学習室（1）にガス消火設備を設置とありますが、ガス消火設備は必要でしょうか。特に文化財等を常設しないようであれば不要ではないでしょうか	添付資料3-1「A01-3-1」に記載の通りです。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
326	添付資料3-1								諸室諸元表01、03（G02-5）／機械設備計画04（M-04） 諸室諸元表の各収蔵庫の欄には「24時間運転、恒温恒湿制御の可能な空調設備を設置する。」とありますが、各展示室の欄には特に記載がありません。一方で、機械設備計画09では「恒温恒湿を必要とする室の温湿度設定」に収蔵庫と同様の温湿度が設定されております。展示室については、この温湿度設定を守りつつ緩やかな変化を許容することで、いわゆる恒温恒湿とする必要はないと考えてよろしいでしょうか。 展示室は空間が大きいため設備が過重となると思います。 また、収蔵庫については24時間運転ですが、展示室については24時間運転が必要ないと考えてよろしいでしょうか。	恒温高湿制御を必要とする展示ケースはありますが、展示室自体には恒温高湿制御は必要ありません。 ご質問の通り、24時間運転としなくても温湿度設定を守っていただければ結構です。
327	添付資料3-1								機械設備計画04（M-04） 「恒温恒湿を必要とする室の温湿度設定」に収蔵庫・展示室として数値が設定されていますが、各室によって目標とする温湿度に変わりがないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	添付資料3-1								添付資料の改修後の耐震診断と耐震補強計画は基礎的設計の内容をすべて反映していると考えてよろしいでしょうか。	改修後の耐震診断と耐震補強計画は基礎的設計の内容をすべて反映しておりますが、基礎的設計の耐震診断および耐震補強計画は設計当時の躯体情報をもとにしておりますので、本業務では新たに耐震診断を行う必要があります。
329	添付資料3-1								添付資料にて改修後の耐震診断と耐震補強計画が行われていますが、その「耐震診断結果報告書」、「補強計画報告書」の一式、および診断プログラムの入出力データ一式をご提供いただけないでしょうか。	選定された事業者にのみ提供します。
330	添付資料3-1、 添付資料3-2								添付資料3-1、3-2に使用している改修後の図面CADデータをご提供いただけないでしょうか。	選定された事業者にのみ提供します。
331	添付資料3-1	A-01-1-1							「各収蔵庫のメザニンは床改修を行うことで建築基準法に適合させる」と記載がありますが、どのような改修をお考えか、具体にお示しいただけないでしょうか。また、行政協議の内容をご教示いただけないでしょうか。	322番の回答をご参照ください。
332	添付資料3-1	A-01-1-1							収蔵庫について「空調ダクトも既存のものを利用する」と記載ありますが、存置すべき意図があればご教示下さい。	収蔵庫の既存天井は、調湿の効果がある杉板張材が良質な状態で残っているので、継続して活用することが望ましいと考え、そのように記載しております。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
333	添付資料3-1	A-01-1-1						収蔵庫について「空調ダクトも既存のものを利用する」と記載ありますが、収蔵庫の循環風量の変更（増強）や吹出方式等の変更は不要と考えてよいでしょうか。	ご質問文中にあるような変更は、不要と考えます。
334	添付資料3-1	A-01-1-2						撮影室の撮影用照明機器は既設流用でよろしいでしょうか。また既存の撮影機材(カメラ他)の更新は事業の対象となりますでしょうか。	添付資料8-1をご参照ください。更新は不要です。
335	添付資料3-1	A-01-3-3						講堂の照明設備の改修が記載ありますが、E-0-1電気設備計画概要では、舞台照明設備は改修対象外とし、一部器具の増設とはA-04-3講堂改修計画03に記載あるシーリングライトの移設でという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
336	添付資料3-1	A-01-3-3						講堂に固定式ステージを設置するよう記載ありますが、車椅子利用の登壇者に対する配慮としての昇降機等は不要と考えてよいでしょうか。	基礎的設計において、現状の講堂の昇降機の利用頻度が低いという状況を確認し、固定式ステージを設置することとしました。
337	添付資料3-1	A-01-3-4						階段(1)の踊り場にサイネージ設置の記載がありますが、デジタルサイネージ本体機器は事業の対象となりますでしょうか。また設置するサイネージサイズが不明ですのでご教示ください。	前段については、本事業の対象です。 後段については、事業者の提案に委ねます。
338	添付資料3-1	A-02-1						A-02-1のエントランスの特定天井以外に、特定天井（天井高さ6m超かつ面積200m2超）に該当する箇所はないと考えておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	添付資料3-1	A-02-1						グランドホールの吹抜け部天井は特定天井を膜天井に改修するとありますが、膜天井に限定されると考えてよろしいでしょうか。他の材料も可能と考えてよろしいでしょうか。	現行法に適合する内容であれば膜天井に限定しません。
340	添付資料3-1	A-03-1						ミュージアムモール部の天井は「既存のスチールメッシュを撤去し、アルミルーバー製とする」とあり、詳細図も記載されていますが、ルーバーサイズ・仕様はこれに限定するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	添付資料3-1	A-03-3						図中に「※既存手摺 強度要検討」とありますが、条件並びに現手摺の強度検討書をお示しください。強度が足りない場合は手摺やり替えとし事業費（設計料、工事費）の追加があると考えてよろしいでしょうか。	本事業において事業者にて強度の検討を行ってください。
342	添付資料3-1	A-04-3						図中に壁の仕様として「国産松不燃合板張り（5度勾配）」と記載がありますが、仕様・材種はこれに限定するということでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
343	添付資料3-1	A-05							セキュリティ・ゾーニング図でエリア分けがなされていますが、各建具のキーシステムについて必要なセキュリティ仕様（電気錠、カードキー、テンキー、生体認証など）をお示しください。	提案に委ねます。
344	添付資料3-1	E-01	2	0)	③				新設しない壁面の屋内露出配線はメタルモール保護と記載ありますが、添付資料3-2基本的設計図A-02～07の内装仕上表にて壁仕上げのV Cの範囲についても屋内配線はメタルモール保護で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
345	添付資料3-1	E-01	2	3)					地下タンクの燃料タンク容量は1 0 0 0 Lとの記載ありますが、現状図では3 0 0 0 Lの記載となっています。更新の必要はありますでしょうか。	現状、燃料小出槽が1,000Lで、地下燃料タンクが3,000Lです。 本事業において事業者にて更新する前提で計画してください。
346	添付資料3-1	E-01	2	7)	①				ケーブルラックは既設躯体欠損回避のため既存流用と記載があり、要求水準書(案)の耐震性能に対する配慮にて建築設備の耐震性（甲類）の記述がありますが、ケーブルラックの耐震支持材は必要でしょうか。また耐震支持クラスはS Aで宜しいでしょうか。	本事業において、事業者が現地確認を行い、耐震性能を満たさない場合は、耐震補強を行ってください。 耐震指示クラスはSAとします。
347	添付資料3-1	E-01	2	9)					9) 電灯コンセント設備 本館1階平面図X 1 8～X 2 0-Y7・Y9の柱の造形物内に電球が設置されています。更新が必要な場合、更新内容をご指示下さい。	機能的な必要性が低いので、配線を撤去し、設えは残す方針で構いません。
348	添付資料3-1	E-01	2	11)					雷保護設備にて既存の接地接続箱及び接地極は流用で宜しいでしょうか。	性能的に問題ないことを確認できれば、流用して構いません。
349	添付資料3-1	E-01	2	1)					コンデンサー容量は実施設計時の空調仕様確定後に改修の要否を判断すると記載がありますが、改修の場合は追加工事として今回は別途と考えて宜しいでしょうか。	改修する場合の費用も事業費の中で事業者が負担してください。
350	添付資料3-1	E-01	2	2)					直流電源装置の既存メーカー及び既存蓄電池品番、容量を御教示ください。	下記のとおりです。 メーカー：（株）GSユアサ 蓄電池品番：HS-200E-54セル 容量：200A h（10時間率）、 120 A h（1時間率；定格）
351	添付資料3-1	E-01	2	4)					太陽光設備は機器の劣化状況を踏まえて必要な更新を行うと記載がありますが、更新の要否、更新範囲はいつまでに判断を頂ける御予定でしょうか。	本館の屋上に既存の太陽光設備を設置（平成22年設置）されており、その機能がガリニューアルオープン後15年間継続利用できるよう、本事業において事業者が必要に応じて更新を行ってください。
352	添付資料3-1	E-02	2	17)					17) 電気時計設備は機器のみの更新で、配線は流用と考えて宜しいでしょうか。	性能上問題ないことを確認の上、既存流用として構いません。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
353	添付資料3-1	E-02	2	19)				19) 防犯・入退室管理設備①電気錠制御装置 主装置の設置位置は本館1階警備室と考えて宜しいでしょうか。	主装置は本館1階警備室に設置してください。
354	添付資料3-1	E-02	2	12)				構内情報設備にてLAN配線更新を本工事、情報機器は別途と考えて宜しいでしょうか。	機器の新設も本事業において事業者が行ってください。
355	添付資料3-1	E-02	2	13)				構内交換設備は、配線配管及び電話機器全てを本工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	添付資料3-1	E-02	2	19)	②			機械警備用配管にて空配管本工事と記載されていますが機械警備位置図（計画図）を御教示ください。	提案に委ねます。
357	添付資料3-1	E-02	2	22)				通信用の構内引込配管増設と記載がありますが、どの程度の配管を何本を想定でしょうか。	50φを2本想定します。
358	添付資料3-1	G-02-01						燻蒸室の既設燻蒸設備について特に触れられていませんが、撤去や改修は不要と考えてよいでしょうか。	燻蒸室の既設燻蒸設備は事業者が撤去してください。
359	添付資料3-1	G-02-04						グランドホールの既設電気式床暖房設備について特に触れられていませんが、撤去や改修は不要と考えてよいでしょうか。	撤去や改修は不要です。 なお、現在も使用していません。
360	添付資料3-1	G-02-06						荷物格納庫に設置されている既設中央集塵装置について特に触れられていませんが、撤去や改修は不要と考えてよいでしょうか。	撤去や改修は不要です。
361	添付資料3-1	G-02-1						収蔵庫の棚レイアウト変更に伴い照明レイアウト変更も必要となりますでしょうか。	照明レイアウト変更は不要です。
362	添付資料3-1	G-02-1						収集・保管部門において通信環境の整備が挙げられていますが、現況の通信環境について不明です。 資料があればご教示ください。	現在、収集・保管部門には通信環境が整備されていません。
363	添付資料3-1	G-02-1						各収蔵庫において室外から電源を切ることが出来る電源設備の整備が求められていますが、電灯、コンセントの回路を室外から入切できる設備と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	添付資料3-1	G-02-1						現況の燻蒸室の照明は防爆仕様でないが見受けられますが、シート燻蒸を想定する場合も同様に非防爆仕様と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
365	添付資料3-1	G-02-1						撮影室での資料の撮影に使用される機器の想定があればご教示ください。	334番の回答をご参照ください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
366	添付資料3-1	G-02-2						運営課事務室等への防災盤の設置、警備室の機能維持の検討の為、既存防災・監視設備を納入したメーカー名をご教示下さい。 自動火災報知設備・非常放送設備・防犯監視設備・監視カメラ設備・照明制御設備・電気時計設備・出退表示設備	下記のとおりです。 自動火災報知設備：能美防災(株) 非常放送設備：能美防災(株) 防犯監視設備：不明 監視カメラ設備：朝日無線(株) 照明制御設備：(株)東芝 電気時計設備：不明 出退表示設備：不明
367	添付資料3-1	G-02-3						特別展示室にリモート調光機能を設ける旨の記載がありますが、他の展示室にも必要でしょうか。	調光を「スポット光源も含めて一元的リモートで行えるようにする」ことは、企画展示室には適用しません。 常設展示室については提案に委ねます。
368	添付資料3-1	G-02-3						展示室の照明設備を納入したメーカー名をご教示下さい。	(株)東芝です。
369	添付資料3-1	G-02-3						情報システムサーバー室は削除との事ですが、同種の機能を持つ部屋、場所は不要と考えてよいでしょうか。 また、既存に同等の機能を持つ部屋はありますか。	ご理解のとおりです。 「既存に同等の機能を持つ部屋」はありません。
370	添付資料3-1	G-02-4						グランドホールにプロジェクションマッピング電源設備の記載がありますが、プロジェクションマッピング機器(映像・音響)及び映像ソフト制作は貴市にてご準備もしくはそのイベントを実施する運営者の準備となりますでしょうか。	本事業において事業者が対応してください。
371	添付資料3-1	G-02-4						グランドホールにデジタルサイネージ電源設備の記載がありますが、デジタルサイネージ本体機器は事業範囲内となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	添付資料3-1	G-02-4						グランドホールに新たに設ける電源盤はイベント時における仮設映像音響設備やノートPC、持込照明等の電源と考えてよいでしょうか。運用の想定があればご教示ください。	ご理解のとおりです。 様々なイベントに対応できるようなものを想定しています。
373	添付資料3-1	G-02-5						各講座室、講堂等の視聴覚設備を設ける部屋は映像音響設備としてプロジェクター等を設置する想定でしょうか。 可動式プロジェクター等を運用する想定がありましたらご教示ください。	本事業において、事業者にて講座室等への固定プロジェクターを設置いただきます。 設置箇所を示す資料を入札公告時に要求水準書の添付資料として公表予定です。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
374	添付資料3-1	G-02-7							ローリング計画図02 下記は今回工事対象外と考えてよろしいでしょうか。 ①収納庫棟キュービクルまでの電気引込工事 ②収納庫棟キュービクルから付帯施設までの高圧幹線工事 ③収納庫棟キュービクルからエネルギー棟キュービクルまでの高圧幹線 及び既設引込撤去工事	ご理解のとおりです。
375	添付資料3-1	G-02-7							付帯施設キュービクルから立体駐車場（E V電源含む）の高圧幹線工事は今回工事対象と考えて宜しいでしょうか。	本事業において事業者にご対応いただきます。なお、低圧幹線工事を想定しています。
376	添付資料3-1	G-02-7							付帯施設への弱電引込配管は今回、事業対象外と考えて宜しいでしょうか。	本事業の対象外です。
377	添付資料3-1	G-02-8							エネルギー棟の屋上が屋上緑化されていますが、改修し屋上を屋外設備置場として利用する提案は可能でしょうか。	可能と考えておりますが、来館者に目立たない位置とするなど配慮が必要です。
378	添付資料3-1	G-03-2							ローリング計画図02にて4.本館リニューアル工事期間中に収納庫棟用の①防犯②監視カメラ③自火報④中央監視の既存主装置を仮設事務所へ移設稼働と記述あるが収納庫棟新築工事に互換性がある機器を設置可能か。また本館リニューアル後の更新した主装置と互換性は可能となりますでしょうか。	収納庫棟で設置する機器は、防犯を除いて互換性がある機器と考えてください。防犯機器は、本館システムに整合させる為に、更新させることを想定しています。
379	添付資料3-1	M-02	⑤	2)					シャワー室の給湯設備について「瞬間式電気温水器」と記載ありますが、ガス式給湯器で提案することは可能でしょうか。	不可です。
380	添付資料3-1	M-02	⑥	1)					増築工事中の収納庫に屋内消火栓およびスプリンクラー設備を設置し、「本館の消火管より分岐」と記載ありますが、収納庫の消火設備構成および配管接続位置のわかる図面をご提示頂けないでしょうか。	収納庫の消火設備構成が分かる資料は、資格審査通過者から希望があった場合に提供します。 配管接続位置が分かる図面については、4月に公表する要求水準書の確定版の添付資料に追加します。
381	添付資料3-1	M-02	⑥	3)					ハロンガス消火設備について、「収納庫や展示室を対象としたハロンガス消火はヘッドのみ更新」とされていますが、低風速噴射ヘッドを使用する必要がある等、ヘッド仕様の指定は無いものと考えてよいでしょうか。	ヘッドは低風速噴射ヘッドとしてください。
382	添付資料3-1	M-02	⑥	4)					放水型スプリンクラーの設置について、「福岡市消防用設備等の技術基準」に高天井のロビー等において放水型スプリンクラーを免除する要件が記載されていますが、本施設のグランドホールにおいてはどのような理由で免除要件を満たさず設置指導を受けているのか、ご教示下さい。	グランドホールはイベント利用を想定しているため、ロビーという扱いではないと消防から指摘された経緯があります。
383	添付資料3-1	M-02	⑥	4)					蓄熱槽の水を放水用スプリンクラーの水源として利用する方法の可否は消防と協議済みでしょうか。	蓄熱槽の水を放水用スプリンクラーの水源として使用することを想定していないため、協議は行っていません。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
384	添付資料3-1	M-04	⑥	1)					蓄熱システムを廃止する提案は可能でしょうか。	不可です。
385	添付資料3-1	M-04	⑥	1)					蓄熱システムについて「イニシャルコストの低減にもつながる」「ランニングコストの低減にもつながる」と記載ありますが、具体的な比較検討資料があればご提示頂けないでしょうか。	「具体的な比較検討資料」はありません。
386	添付資料3-1	M-04	①						新設する空冷チラーが85kw x6台と記載されていますが、1台当たりの能力を増強し台数を減らす提案は可能でしょうか。	非常時のバックアップ機能を確保できるのであれば、お示しのような提案も可能とします。
387	添付資料3-1	M-04	①						新設する空冷チラーが85kw x6台と記載されていますが、1台当たりの能力および台数を増強し、中央熱源システム全体の能力を増やす提案は可能でしょうか。	非常時のバックアップ機能を確保できるのであれば、お示しのような提案も可能とします。
388	添付資料3-1	M-09	③						恒温恒湿を必要とする室（収蔵庫、展示ケース内等）のうち常設展示室以外はPACエアコンを用いるよう記載ありますが、冷温水を用いた空調方式で提案することは可能でしょうか。	不可です。
389	添付資料3-1	M-09	①③						恒温恒湿を必要とする収蔵庫等について、各室に1対1でPACエアコンを設置するよう記載ありますが、現況では1台のPACエアコンで複数の収蔵庫へ空調されています。改修においては各室ごとに1系統のPACエアコンで空調を行う方式に変更するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	添付資料3-1	M-09	①③						恒温恒湿を必要とする収蔵庫等について、各室に1対1でPACエアコンを設置するよう記載ありますが、現況と同様に1台のPACエアコンで複数室の空調を行う方式で提案することは不可でしょうか。	原案のとおりとします。
391	添付資料3-1	M-09	①③						恒温恒湿を必要とする収蔵庫等について、各室に1対1でPACエアコンを設置するよう記載ありますが、基本設計時点での恒温恒湿を必要とする14室（常設展示室を除く）に対する14系統のPACエアコンの配置計画、機器表等あればご提示頂けないでしょうか。	提示できる資料はありません。
392	添付資料3-1	M-09	①						企画展示室及び特別展示室の温湿度条件は一般室と同等であり、恒温恒湿は求められないものと考えてよいでしょうか。	326番の回答をご参照ください。
393	添付資料3-1	M-09	①						恒温恒湿空調を行う常設展示室は、運用上も24時間空調を行いますでしょうか。	326番の回答をご参照ください。
394	添付資料3-1	M-09	①						企画展示室および特別展示室は、運用上も24時間空調を行いますでしょうか。	326番の回答をご参照ください。
395	添付資料3-1	M-09	①						恒温恒湿空調を行うデジタル化作業室・資料整理室および撮影室は、運用上も24時間空調を行いますでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	書類名	頁	項						質問内容	回答
396	添付資料3-1	M-09	①						企画展示室および特別展示室で恒温恒湿空調を行い、展示ケース内はエアタイトケースおよび調湿剤等に対応するものとして、展示ケース内の恒温恒湿空調は行わないとする提案は可能でしょうか。	不可です。
397	添付資料3-1	S01 -							「基礎的設計説明書」に示された既存本館の改修は、過半を超える改修ではなく、かつ建物用途変更ではないため、本業務においては本館棟改修の確認申請業務は不要と考えてよろしいでしょうか。「基礎的設計」の内容に対する取り扱いについて行政協議の結果を教えてください。	耐震壁の変更を伴う計画であるため、確認申請業務は必要となります。
398	添付資料3-1	S-04							エネルギー棟の屋上の積載荷重の値をご教示下さい。	床用は1,105 (kg/m ²)、長期荷重は1,075 (kg/m ²)、短期荷重は740 (kg/m ²) です。
399	添付資料3-1	G-02-6							福岡市博物館リニューアル基本計画P30には、「エレベーター等の・・・昇降設備を拡充し・・・」とあるが、添付資料3-1 G-02-6図ではEVの行には「ゲスト用のEVはストレッチャーが入るサイズに改修する」とあります。昇降設備の拡充はストレッチャーが入るサイズに改修することと考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
400	添付資料2、添付資料3-1	A-01-1-3							添付資料3-1で、洗い場に屋根を設けるとのことですが、添付資料2記載の全体計画認定時延べ床面積18,768.74m ² に含まれていると考えてよろしいでしょうか。18,768.74m ² の根拠となる求積図・求積表をお示しいただけないでしょうか。	洗い場の屋根は収蔵庫増築工事の全体計画認定時には計上されておりません。 各棟の面積を記載した資料を、入札公告時の要求水準書の添付資料として公表します。
401	添付資料3-1、3-3	A11 -A18							南側広場の飲食サービス施設、外構照明等への電力の供給は収蔵庫棟のキュービクルから行われる計画と思われますが、特に飲食サービス施設の想定される電気容量等があればご教示ください。	厨房は電灯30kVA、動力26kW、カフェは10kVAを想定しています。
402	添付資料3-1、 添付資料3-2、 添付資料3-3								添付資料3-1、3-2、3-3の基礎的設計説明書の既設内容は添付資料1の3-2物件調査（一式）・3-3建築設備調査（一式）の内容は反映されているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
403	添付資料3-2	27-28							撤去建具と記載があるものは、参考図通りすべて撤去すべき機能的劣化、または不具合があるものでしょうか。事業者にて撤去せず残置する提案をしてもよいのでしょうか。	記載されているものは全て、撤去する前提で計画してください。
404	添付資料3-2	27-28							改修建具と記載があり、かつ改修内容の記載がございましたが、記載通りにすべて対応すべきものでしょうか。事業者にて再度提案検討してよろしいでしょうか。	記載されている通りに対応する前提で計画してください。
405	添付資料3-2	37-39							新設建具と記載がございましたが、事業者の提案内容に合わせ、記載の内容からの変更提案は可能でしょうか。	記載されている通りに対応する前提で計画してください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
406	添付資料3-2	80-92						空調ダクト 全ての機器・ダクトを撤去と記載がございますが、事業者にて検討・提案をしてよろしいでしょうか。	記載されている通りに対応する前提で計画してください。
407	添付資料3-2	93-99						配管 全ての機器・配管を撤去と記載がございますが、事業者にて検討提案をしてよろしいでしょうか	記載されている通りに対応する前提で計画してください。
408	添付資料3-2	A03-A04						内部仕上表（改修）において、体験学習室（1）、講堂の壁、天井仕上げが空欄となっています。改修後の仕上げについてご教示ください。	体験学習室（1）については、既存同等としてください。 講堂の壁、天井仕上げについては、提案に委ねますが、音響性能に配慮したものとしてください。
409	添付資料3-2	A10						図中に「※既存擁壁は打診検査を行い、劣化部・損傷部は補修を行うこと」とありますが、既存擁壁の範囲についてお示しください。	入札公告時に要求水準書の添付資料として公表します。
410	添付資料3-2	A13-A14						図中に「※シート防水改修」とありますが、改修範囲が不明です。改修範囲をお示しください。	入札公告時に要求水準書の添付資料として公表します。
411	添付資料3-2	A15 - A21						図中に「※タイル・石材の外壁は打診検査等の調査を行うこと」「※劣化部・損傷部は補修を行うこと」とありますが、劣化部・損傷部は図中記載の部分と考え、調査後新たに補修が必要な箇所があった場合は、事業費（設計料、工事費）の追加があると考えてよろしいでしょうか。	基礎的設計時に確認した主な劣化部・損傷部は図示しておりますが、本事業において、事業者にて調査の上で確認できた劣化部・損傷部について補修いただきたく、「※劣化部・損傷部は補修を行うこと」と記載した次第です。
412	添付資料3-2	AC-03						収蔵庫の空調について、既存図では庫内直接空調と壁内間接空調の切替システムとなっていますが、現状の運用においてどのように使用されているか（直接空調のみ使用or間接空調のみ使用or季節等により切替…等）ご教示下さい。	庫内直接空調と壁内間接空調の両方を、常時、使用しています。
413	添付資料3-3	A12 ～ A24						「D：低木地被エリア」では、本事業内での生きた植物に関する施工工事として、残置保全樹木以外の範囲に植栽用土を入れ、樹木および地被植物を新植するという理解で間違いないでしょうか。	土を入れるところまでは、本事業とは別途、市が実施する南側広場整備工事において実施しますので、本事業の事業者は、要求水準書（案）P43に示すとおり、植栽植付を行ってください。
414	添付資料3-3、 添付資料 1_3-6劣化状況調査（一式）	A15 ～ A21						図中に「※タイル・石材の外壁は打診検査等の調査を行うこと」とありますが、いただいた添付資料1_3-6劣化状況調査（一式）があります。さらに調査が必要ということでしょうか。必要な場合は範囲をお示しください。	本業務の中で再度調査を行ってください。 対象範囲は、本館・エネルギー棟の外壁が該当いたします。 図に示す調査は設計前の予備調査であり改修設計にあたっては改めて全体の調査を行ってください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
415	添付資料3-2	AC-14						系統図上では、熱源として恐らくターボ冷凍機と、それに伴う冷却塔、蓄熱槽で運用しているようになっていますが、現地では、ターボ冷凍機が無く、代わりにダイキン製のチラーが2F機器置場に設置されていました。熱源の改修工事をされているのだと思うのですが、機器配置や配管ルート、制御の内容等変更されている箇所が多々あるかと思しますので、現状の設備の最新の図面と、改修工事の内容が分かる図面があればいただきたいです。	ご質問を受け、改めて確認しております。 今後、可能な範囲で追加で公表等致します。
416	添付資料3-2	AC-14						既存図、基礎的設計図、現地状況を見る限り、中央熱源のシステムが一度改修されているものと見受けられますが、添付資料3-2の空調配管系統図が現況と整合していないかと思われます。現況と整合した空調配管系統図をご提示頂けないでしょうか。	ご質問を受け、改めて確認しております。 今後、可能な範囲で追加で公表等致します。
417	添付資料3-2	A-02						グランドホールの天井について、仕上げ表では既存のままとされているが、A-22～26では幕天井となっている。どちらを正と考えたらよいか。	膜天井を正としてください。
418	添付資料3-2	A-04						講堂の改修後の床以外の仕上げが空欄となっているが、設計者の提案によると考えてよいか	ご理解のとおりです。
419	添付資料3-2	A-11						本館1階の軒下の半屋外空間である石庭やオープンテラスについては、改修についての記載が見当たらない。 改修の対象外と考えてよいか。	事業者にて調査の上、適宜、損傷部を補修してください。
420	添付資料3-2	A-36						改修建具の内、改修内容の記載がない個所が3ヶ所有ります。改修内容をお知らせください。	SD-505：金具の改修、WD-201：塗装補修・金具の改修、ACW-10：開き戸の不具合改修となります。
421	添付資料3-3							南側広場および付属棟に必要なガス、給水、排水等は本館側からの分岐となりますでしょうか。本館改修工事で分岐を用意する必要がある場合、それぞれの必要容量、口径、取合位置などをご教示下さい。	ガスおよび給水は本館からの分岐となります。ただし、別途工事にて分岐等を行う予定なので事業には含まれません。
422	添付資料4							既存棟（本館等）の地質調査報告書はご提示いただけますでしょうか。	添付資料1の「03_現況調査結果」の「3-7 地歴調査」をご参照ください。
423	添付資料4							土壌汚染の有無、未解体の既存躯体や杭の有無を教えてください。	前の敷地に地中障害物などのリスクはなく、埋め立て後に本施設が建設された（建設後に解体施設はなし）という経緯があります。 添付資料1の「03_現況調査結果」の「3-7 地歴調査」もご参照ください。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
424	添付資料6-1	10						工事区分表（案）が示されているが、実際に今後レストラン内部の内装設計を進める際この工事区分について疑義が生じた際、工事区分の変更または詳細な区分設定に関する協議は可能か？	お示しの件に限らず、設計変更については、今後、公表する事業契約書（案）において示します。
425	添付資料6-1	4	I	1	(4)	⑤		実施方針書内、P4の⑤事業の業務範囲の表中で、南側広場の広場空間・交流施設並びにレストラン施設の設計・工事監理・施工は「▽：本事業とは別に実施する項目」とあります。 要求水準書（案）添付資料6-1のレストランの工事区分表（案）にA工事は福岡市負担（PFI事業費）とあります。 これは設計・工事監理・施工は別業務だが、工事費は本業務に含むということでしょうか。同様に交流施設棟についてもご教示ください。	P32に示すとおり、「南側広場は本事業とは別に市が整備」します。 事業者には、本事業において、P40に示すとおり、レストラン施設については内装・設備工事等及び什器・備品等調達、交流施設については什器・備品等調達を行っていただきます。 添付資料6-2のレストランの工事区分表（案）を修正します。
426	添付資料6-2	4	I	1	(4)	⑤		実施方針書内、P4の⑤事業の業務範囲の表中で、南側広場の広場空間・交流施設並びにレストラン施設の設計・工事監理・施工は「▽：本事業とは別に実施する項目」とあります。 要求水準書（案）添付資料6-2のN01図「低木地被植栽計画平面図（SPC工事参考図）の凡例において、低木地被エリア、ガーデンエリア、圃場エリアにSPC工事と記載があります。 これは設計・工事監理は別業務だが、施工及び工事費は本業務に含むということでしょうか。	P32に示すとおり、「南側広場は本事業とは別に市が整備」します。 その上で、本事業において事業者には、P43に示すとおり、添付資料6-2の「ガーデンエリア」と「低木地被エリア」の植栽植付を行っていただきます。 添付資料6-2を修正します。
427	添付資料7-3							通史展示の展示項目において、資料や模型などで展示を必須とし、決定しているものをご教示ください。	お示しできるものは、添付資料7-3のとおりです。
428	添付資料7-4							テーマ展示の展示項目において、資料や模型などで展示を必須とし、決定しているものをご教示ください。	お示しできるものは、添付資料7-4のとおりです。
429	添付資料7-5							常設展示室 改修内容の改修項目の中で「ハイケース①・②」など、ナンバリングをなされていますが、このナンバーは何を指しているものなのかをご教示ください。	ナンバリングは、展示ケースの面積を積算する際に便宜的に用いたものです。
430	添付資料7-6							企画展示室改修内容の天井照明欄に「図3を参照すること」とありますが、図3とはどれのことでしょうか。ご教示ください。	図3とは添付資料7-7のことです。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
431	添付資料8-1							特別展示室 展示台（85-1～88）の「※市と協議の上調達すること」と記載がありますが、事業費にはどのように費用を見込めばよいのでしょうか。	「※市と協議の上調達すること」という記載は、示した仕様以外に新たな機能を追加する意図ではなく、新規製作する展示台の仕様について相互に誤解が無いよう確認する意図で記載したものです。
432	添付資料8-1							添付資料8-1 什器備品リストのうち、メーカー名が記載されているものに関して、メーカー指定として決定されたものでしょうか。同等品の性能を満たせばメーカー変更は可能でしょうか？	添付資料8-1に記載のとおり、提案の要否欄に○の記載のあるものは、記載しているメーカー及び寸法、品番等の什器・備品と同等性能を有するものであれば、事業者の提案によるものでも構いません。
433	添付資料8-1	1						・「諸室に備えられている時計・内線電話・カーテンまたはブラインド・ゴミ箱は下記リストに記載がなくても更新すること」とありますが具体的な設定のために電話について数量・個所をご指定ください。	現状は、デジタル多機能電話40台、内線用一般電話79台を設置しています。
434	添付資料11							供給電力の再生可能エネルギー電気等について、現状、貴施設で、どのように（どこから）電気を調達されているか、また、現状の電気使用量・電気料金の開示をお願い致します。	R6年度はRE100電力株式会社と契約しております。 R6年4月～12月は、電力使用量が1,781,117kwh、電力料金が約42,600千円です。
435								収蔵庫空調等に用いられているパッケージエアコンACp各機は、現地状況を見る限り一度改修されているものと見受けられますが、現況の機器の仕様・性能がわかる図面等をご提示頂けないでしょうか（エアコン本体および、組込または機外のヒーター等も含む）。	今後、可能な範囲で情報提供します。
436								自動制御設備を納入・施工したメーカー名をご教示下さい。	アズビル(株)です。
437								中央監視設備を納入・施工したメーカー名をご教示下さい。	アズビル(株)です。
438								防災設備（消火・警報等）を納入・施工したメーカー名をご教示下さい。	能美防災(株)です。
439								現況で、特に空調能力において運用に支障が生じている室等があればご教示下さい。	壁ケースを含む各展示室の湿度管理に課題があると考えています。
440								ZEBReady達成など、省エネの数値的目標は特に定めのないものと考えてよいでしょうか。	ZEB Orientedを達成するよう計画してください。 基礎的設計におけるZEBの検討は、添付資料3-1の「M-10」をご参照ください。
441								収蔵庫増築と本館棟の改修、立体駐車場の新築、南側広場改修と池改修、広場内建物新築について、申請上どのような整理とされているか、行政との協議結果をお示しください。	選定された事業者にのみ提供します。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
442								補助金で設置してあるために今回工事で撤去することができない設備はありますでしょうか。	ありません。
443								2階北東側屋上に設置されているキュービクルについて仕様や系統がわかる資料をご提示頂けないでしょうか。	提示できる資料がありません。